

## 第 211 回一般社団法人 沖繩県医師会 臨時代議員会



常任理事 稲田 隆司



去る 3 月 22 日（木）午後 7 時 30 分より、沖繩県医師会館（3 階ホール）において、第 211 回臨時代議員会が開催された。

まず、長嶺代議員会議長より定足数の確認が行われ、定数 57 名に対し、43 名の出席が確認された。

定款第 28 条に定める過半数に達しており、本代議員会が有効に成立した旨宣言され、議事録署名人に中部地区医師会の祝嶺千明代議員、那覇市医師会の糸数功代議員が指名された。

冒頭、安里会長から次のとおり挨拶があった。

### 挨拶

○安里会長



ご挨拶を申し上げます。

本日は、第 211 回臨時代議員会を開催いたしましたところ、代議員各位におかれましては、年度末でご多忙の

中をご出席いただきまして衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年末に都道府県平均寿命が公表され、沖繩県は男女共に順位が下がり、大変残念な結果になりました。30 歳から 64 歳までの働き盛り世代の人口はさらに厳しい状況になり、男性は 43 位、女性は 44 位です。特に女性の健康状態は大きな問題です。沖繩県医師会は昨年引き続き、65 歳未満健康・死亡率改善プロジェクトを推進します。5 月ごろにはプロジェクトの冊子が皆さんのもとに届くと思います。県民の特に働き盛り世代を中心に健康改善そして保持増進を通じて健康長寿回復に向けた施策事業を展開してまいりたいと思います。

あわせて、会長就任時に掲げた県民とともに歩む医師会の実践の 1 つとして、昨年に引き続き、うりずん健康フェスタを 4 月 22 日に当会館で開催しますので、皆様のご参加、ご協力をお願いいたします。

今、総務省クラウド型 EHR 事業の採択を受け、おきなわ津梁ネットワークの整備、拡充を図り、IT 地域医療連携を進めております。5 つある急性期の県立病院の 1 つが参加していただき、感謝申し上げるとともに拡大していくことを期待しています。

私個人的にはおきなわ津梁ネットワークは中身もよく、目指しているところも素晴らしいと思いますけれども、ただ利用勝手がいかどうか、そこが一番の問題です。日々の診療の中で簡単に利用できるか、そこを凌駕していかなければならないと思いますので、どうぞ代議員の先生方、会員の先生方、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

そして今、我々がやっている仕事が 3 つの東大方式、京都大方式、日本医師会沖繩方式という全国で 3 つの IT のプログラムが進みつつあります。

政府は国策として観光立国を目指し、東京五輪開催を目前に控え、外国人観光客が今後も増加すると考えられます。特に沖繩県においても外国人観光客が増加している状況の中、医療機関が抱える諸問題の解決に引き続き検討を行います。2024 年には 400 万人、2030 年代には 700 万人と、沖繩県が目指す 1,400 ～ 1,500 万人の 2 人に 1 人が外国人及び観光客だとすると、月に 6 万人の方の外国人が滞在されます。そうすると、1 つの大きな都市となり、その中でどのように我々医療人もそれに対応していくのか。今、中央で外国人観光客に対する医療プロジェクトチームが設置され、夏には成長戦略の対策等、案を提言することです。今日、宮里達也常任理事、城間寛理事が中央に行って沖繩の現状や課題等を報告いたします。

平成 30 年度は、第 7 次医療計画と第 7 期介護保険事業計画が開始され、2025 年に向けた医療提供体制を構築すべく地域包括ケアシステムが本格的に動き出します。平成 28 年度の地域医療構想、それから平成 29 年度の第 7 次医療計画の策定につきましては、代議員の先生方、そして会員の先生方が色々なワーキンググループの中心的な役割を担っていただき、改めて感

謝申し上げます。7 次医療計画の沖繩県における課題は、医療審議会の中でも問題提起がありましたが、働き盛り世代の健康を改善する具体的な施策とその実現が早急に望まれます。

それからもう 1 点は、これは看護協会からのご意見を含めてですが、在宅医療と介護の連携を目に見えるような形でプランニングにしてほしいということです。今はまさに沖繩県において、在宅医療と介護の連携、終末期医療と看取りは重要な課題だと感じているところでございます。

今回の診療報酬と介護報酬の同時改定は 2025 年に向けた同時改定であり、国家財政が厳しい状況の中、診療報酬が 0.55%、介護報酬が 0.63% と 2 つ改定になりましたが、依然として医療機関には厳しい現状に変わりありません。

今年 4 月から新専門医制度がスタートします。沖繩県で専攻医研修を受ける医師は 3 月 20 日時点で 107 名です。当初は沖繩県でどの程度の初期研修医が専門研修を受けるのか心配していましたが、7 割強 (106 名・平成 30 年度専攻医 /148 名・平成 30 年度初期研修医修了者: 4 月時点) ということは、これまでも研修病院群と沖繩県医師会が連携して、素晴らしい初期研修医制度がつくられ、また今後は基幹病院、関連病院、それから行政、あるいは沖繩県医師会で魅力ある新専門医制度下の専攻医研修の構築に今後も進めてまいりたいと思います。どうぞ皆様のご支援をいただきたいと思います。

私ども執行部は、今後ともより良い医療提供体制の構築を進めるべく、地区医師会、日本医師会、九州医師会連合会とも強調を図りながら課題解決に取り組んでまいりたいと感じています。ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本日 4 月からの会務運営に関する事業計画、予算等について議案を上程させていただきます。それぞれの議案内容について、後ほど担当役員からご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ぜひご承認賜りますようお願い申し上げます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

議 事

- 第1号議案 平成29年度沖縄県医師会一般会計収支予算補正の件
- 第2号議案 平成29年度地域医療介護総合確保基金事業特別会計収支予算補正の件
- 第3号議案 平成30年度沖縄県医師会事業計画の件
- 第4号議案 平成30年度沖縄県医師会諸会費賦課徴収の件
- 第5号議案 平成30年度沖縄県医師会諸会費減免者の件
- 第6号議案 平成30年度沖縄県医師一般会計収支予算の件
- 第7号議案 平成30年度沖縄県医師会医事紛争処理特別会計収支予算の件
- 第8号議案 平成30年度沖縄県医師会会館建設特別会計収支予算の件
- 第9号議案 平成30年度おきなわ津梁ネットワーク事業特別会計収支予算の件

第1号議案～第9号議案について、各担当理事から説明があり審議の結果、原案のとおり承認可決した。

続いて、その他の事項で中部地区医師会から寄せられた代表質問について、次のとおり担当理事から答弁があった。

【質問内容】

「学校（主に保育園）の指示による検査のための医療機関受診について」

○新里代議員



今回の件については最近学校、特に保育園からの指示によるインフルエンザ、食物アレルギーの検査を求めて受診される方が増えており、特に小児科を標榜する医療機関においてはその対応に苦慮しているところである。

症例としては下記のとおりである。（その他類似症例多数有）

- ①土曜日に発熱し、比較的元気であったため自宅にて経過観察、日曜日には解熱。  
月曜日に登園したら、「熱の原因がインフルエンザだったかどうか確認して欲しい。インフルエンザだった場合は発熱後5日を過ぎるまでは登園できない」と帰された。
- ②金曜日に発熱し、当日受診しインフルエンザ検査は陰性。日曜日に解熱。  
月曜日に登園したら、「発熱当日の検査で陰性であっても、まだインフルエンザは否定できない。もう一度調べてもらって欲しい」と帰された。

その他にも似たような症例は多数あり、医療機関において「解熱して元気であれば、治療の必要はなく、流行の初期段階ならまだしも、蔓延状態にあっては検査の意味も少ないので検査は行わない」と断ると、学校と医師の間で板挟みとなり、泣きそうになられる保護者もおり、止む無く検査を行う場合も多々あるとのことである。

更に食物アレルギーに関しても似たような状況がある。症例としては下記の通りである。

- ①生後3か月で保育園に入園して、離乳食を始める段階になって、何の症状も無いのに、「念のため食物アレルギーがないか確認してもらって来てくれ」と言われ、医療機関を受診する。
- ②1歳になった頃、一度卵を食べて発疹が出た。その後卵を食べても症状は出ていないが、2歳入園に当たって、「体調によっては症状が出ることもあるので、病院に行って診断書を貰って来てくれ」と言われ医療機関を受診する。  
食物アレルギーの児を適切に対処しなければアナフィラキシーショックを起こして死亡したり、インフルエンザも肺炎や脳症で死亡したりする例が稀にあることから、学校側の不安、心配は理解できる。しかし、ほぼ治癒している子、元々症状がない子にまで検査を実施することはいきすぎだと考えられる。

以上のことについて、沖縄県医師会、学校側、支払基金の4者会談等、その対応策について協議を行う必要が考えられると思うが、沖縄県医師会の見解をお聞きしたい。

回答：○白井理事



インフルエンザ流行期に乳幼児、児童、生徒の体調管理に関し、保育園、幼稚園、学校において、保育士や養護教諭等が、流行予防や感染管理に過敏になる

あまり、過剰な検査を医療機関や保護者に求めることは、従来から少なからず経験されてきた。

このような事例に関しては、沖縄県に対し情報提供し、適切な対応をとるよう現場に周知、啓発を行ってきている。しかし、ご指摘のような事例がまだまだ経験されているとのことであれば、当会より再度の申し入れを行いたいと考えている。

しかし、インフルエンザ迅速試験キットを使用した検査は、比較的簡便に行われているとはいえ、保険医療機関及び保険医療費担当規則にて、各月の施行回数についても規定が定められ、的確な実施を求められるものであるため、会員の皆様による適正なご判断において実施されるよう、今後ともご協力をお願い申し上げます。

また、アレルギー疾患に関する過剰な管理意識や不正確な知識に基づいた検査の求めについても、沖縄県とは情報交換し、不適切な対応がなくなるよう啓発に努めている。

ご指摘の乳児への未摂取食品に対するアレルギー出来を想定しての検査依頼に関しては、特

殊な事例を除き画一的なアレルギー検査を実施する必要性は見られず、県への情報提供とともに、的確な知識の周知に努めたいと考えるが、周知はご承知のとおり時間を要することもご理解いただき、現場でのご指導に関しても、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

また、2歳児の事例に関しては、かかりつけ医での適切なお判断が肝要であり、ご多忙な診療中に、ご迷惑かと存じますが、保護者並びに保育園管理者と十分な情報共有をお願いするとともに、当該幼児の安全な保育園生活に資するご指示をいただきたいと考える。

なお、厚生労働省では保育園におけるアレルギー管理指導表を、文部科学省では、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を作成しているので、除去食による対応が必要な場合においては、ぜひともご利用いただきたい。

当会としては、学校保健安全法施行規則第19条が定める出席停止期間の基準、2012年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインのさらなる理解、普及啓発に努めてまいりたいが、公立の学校並びに幼稚園に関しては県教育庁が、私立の学校及び幼稚園は県総務課にて、また、保育園については県子ども生活福祉部子育て支援課にて監督されているので、まずは沖縄県との情報共有に努めたいと考えている。

最後に、平素より学校医並びに園医、かかりつけ医の皆様には、教育現場や保育現場での感染症管理・アレルギー疾患管理等に関する正しい知識の普及啓発に熱心に取り組みいただいていることに深く感謝するとともに、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

第1号議案 平成29年度沖縄県医師会一般会計収支予算補正の件

平成29年度 沖縄県医師会一般会計収支予算補正

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目				
5.	受託金等収入	25,760,000	21,620,000	47,380,000	
	4. 医療連携体制推進事業委託金収入	0	2,982,000	2,982,000	沖縄県委託事業 脳卒中対策事業 糖尿病対策事業 1,522,000 1,460,000
	6. 次世代の健康づくり副読本利活用促進事業委託金収入	0	1,635,000	1,635,000	沖縄県委託事業
	7. 性暴力被害者ワンストップ支援センター研修事業委託金収入	0	3,342,000	3,342,000	沖縄県委託事業
	8. 在宅医療・介護連携に関する市町村支援事業委託金収入	0	4,306,000	4,306,000	沖縄県委託事業
	9. 認知症サポート医フォローアップ研修事業委託金収入	0	867,000	867,000	沖縄県委託事業
	10. 周産期保健医療体制安定確保事業委託金収入	0	5,051,000	5,051,000	沖縄県委託事業
	11. 医療計画策定分野別ワーキンググループ運営事業委託金収入	0	761,000	761,000	沖縄県委託事業
	12. 難病指定医研修事業委託金収入	0	774,000	774,000	沖縄県委託事業
	13. 医療の適切な利用に関する普及啓発事業補助金収入	0	1,902,000	1,902,000	沖縄県補助事業
事業活動収入計		326,276,000	21,620,000	347,896,000	

2. 事業活動支出

科 目		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目				
1.	事業費支出	154,730,000	21,620,000	176,350,000	
	8. 地域医療対策費	10,676,000	3,743,000	14,419,000	医療連携体制推進事業脳卒中対策事業 医療連携体制推進事業糖尿病対策事業 医療計画策定分野別ワーキンググループ運営事業 1,522,000 1,460,000 761,000
	10. 公衆衛生推進対策費	7,250,000	2,409,000	9,659,000	次世代の健康づくり副読本利活用促進事業 難病指定医研修事業 1,635,000 774,000
	13. 母体保護対策費	2,468,000	8,393,000	10,861,000	性暴力被害者ワンストップ支援センター研修事業 周産期保健医療体制安定確保事業 3,342,000 5,051,000
	19. 介護保険対策費	1,241,000	7,075,000	8,316,000	在宅医療・介護連携に関する市町村支援事業 認知症サポート医フォローアップ研修事業 医療の適切な利用に関する普及啓発事業 4,306,000 867,000 1,902,000
2.	管理費支出	174,346,000	941,000	175,287,000	
	5. 職員退職金	0	941,000	941,000	職員1名異動(沖縄県医師国民健康保険組合へ)による退職金支払
事業活動支出計		329,076,000	22,561,000	351,637,000	
事業活動収支差額		△ 2,800,000	△ 941,000	△ 3,741,000	

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目				
1.	特定預金取崩収入	0	941,000	941,000	
	2. 職員退職給与引当預金取崩収入	0	941,000	941,000	職員1名異動による退職金支払いのため取り崩し
投資活動収入計		0	941,000	941,000	

2. 投資活動支出

科 目		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目				
投資活動支出計		26,255,000	0	26,255,000	
投資活動収支差額		△ 26,255,000	941,000	△ 25,314,000	
当期収支差額		△ 45,352,000	0	△ 45,352,000	
前期繰越収支差額		45,352,000	0	45,352,000	
次期繰越収支差額		0	0	0	

第2号議案 平成29年度地域医療介護総合確保基金事業特別会計収支予算補正の件

平成29年度 地域医療介護総合確保基金事業特別会計収支予算補正

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

大 科 目	科 目 中 科 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
2. 補助金等収入		0	23,717,000	23,717,000	
	1. 医療人育成事業 補助金収入	0	3,717,000	3,717,000	沖縄県補助事業
	2. 医療連携機能強化事業 補助金収入	0	20,000,000	20,000,000	沖縄県補助事業
3. 事業収入		0	13,908,000	13,908,000	
	1. 医療人育成事業 参加負担金収入	0	3,908,000	3,908,000	沖縄県医療人育成事業参加負担金 (16病院)
	2. 医療連携機能強化事業 負担金収入	0	10,000,000	10,000,000	おきなわ津梁ネットワーク事業負担金
事業活動収入計		29,584,000	37,625,000	67,209,000	

2. 事業活動支出

大 科 目	科 目 中 科 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 理 由
1. 事業費支出		29,584,000	37,625,000	67,209,000	
	4. 医療人育成事業費	0	7,625,000	7,625,000	沖縄県医療人育成事業
	5. 医療連携機能強化事業費	0	30,000,000	30,000,000	地域医療構想を実現する医療連携機能強化事業
事業活動支出計		29,584,000	37,625,000	67,209,000	
事業活動収支差額		0	0	0	

当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	



第3号議案 平成30年度沖繩県医師会事業計画の件

平成30年度沖繩県医師会事業計画

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前にし、医療や介護の需要は今後も増加する。そのような中、国民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう全国において地域医療構想が策定されると共に、「地域包括ケアシステム」の構築、第7次医療計画、第7次介護保険事業計画策定等、その実現に向け準備は着々と進められている。

超高齢社会へ進展する中で、地域包括ケアシステム構築の趣旨を考えれば、医療・介護に係る社会保障費を充実させることは必要不可欠である。

しかしながら、依然として財務省主導による社会保障費抑制の動きは収まらず、今回の診療報酬・介護報酬改定では、診療報酬が0.55%、介護報酬が0.54%と僅かのプラス改定に留り、充分な手当てには成り得ていない。

社会が安定してこそ国民は安心して生活が送れ、ひいてはそれが経済の活性化に繋がるものであり、政府は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を謳うのであれば、社会保障の充実を第一に考えるべきである。

我々、国民の生命と健康を預かる医療専門団体である医師会は、持続可能な社会保障政策の実現を目指し、引き続き公益活動に取り組んでいかねばならない。

先般公表された都道府県別平均寿命では、沖縄県の平均寿命は女性が3位から7位、男性は30位から36位に順位が転落した。特に65歳未満の健康状態は劣悪であり、県民の健康保持・増進等の健康長寿復活に向け、昨年に引き続き65歳未満健康死亡率改善プロジェクトとして、会員各位並びに各自自治体のご協力を得ながら事業を推進する。具体的には、65歳未満の死亡原因について分析検討を行うと共に、モデル市町村を選定し実践的な取り組みを行う。又、働き盛り世代に向けた県民参加型イベントを開催し、健康意識の向上を図る。

その他、沖縄県を訪れる外国人観光客数の急増に伴う外国人患者も増えていることから、多言語対応、受診時未払い等医療機関が抱える諸問題の解決に向けて引き続き検討を行う。

ICT連携については、おきなわ津梁ネットワークによる総務省クラウド型EHR事業を進めていくにあたり、多職種施設が参加可能な双方向の情報連携の実現に向け基盤整備を進める。

その他の事業についても、会員のご支援ご協力を得ながら、日本医師会、都道府県医師会及び関係団体と緊密な連携を図り、本会使命達成のため下記の通り諸事業を推進し、県民の保健・医療・福祉の向上に努めていく所存である。

<p>1) おきなわ津梁ネットワーク事業</p>	<p><b>①参加施設からの運営費の徴収</b> おきなわ津梁ネットワークの維持・運用を効果的かつ継続的に図るべく、参加施設より運営費の徴収を行う。 徴収させていただいた運営費については、おきなわ津梁ネットワーク運営協議会等で慎重審議の上、システムの維持運用や改修、事業の円滑な推進を図るための費用に充てる。</p> <p><b>②おきなわ津梁ネットワーク運営協議会の開催</b> おきなわ津梁ネットワークの持続可能な運営等について検討を行うとともに、当該事業の方向性や評価を行うことで、青壮中年層の早世の阻止、働く世代のメタボ・糖尿病対策、脳卒中や急性心筋梗塞等の生活習慣病を中心とした良質な地域連携を推進し、本県の長寿復活を推進する。</p> <p><b>③おきなわ津梁ネットワーク運営実行委員会・連絡会議の開催</b> おきなわ津梁ネットワークの事業実施を迅速に行うべく、実施計画の立案や企画を行うとともに、諸課題の解決に向けた種々の検討を行う。</p> <p><b>④おきなわ津梁ネットワークに関する倫理審査委員会の開催</b> おきなわ津梁ネットワークの適正な運用や集積するデータの取り扱い等について、倫理的観点並びに科学的観点から調査審議を行う。</p> <p><b>⑤開示病院意見交換会の開催</b> 診療情報（電子カルテ等のデータ）を近隣の連携施設に開示する各病院間で技術的・運用的な課題等を共有し、効率的・効果的な課題解決に向け意見交換を行う。</p> <p><b>⑥積極的な広報活動の実施</b> より多くの施設や県民に登録いただくため、ポスターやパンフレット等の広告ツールの作成や、県内施設への戸別訪問や適宜説明会の開催等を行うとともに、集団健診の会場や、各関係団体が行う健康イベント等へ出向いた広報活動を実施する。</p> <p><b>⑦おきなわ津梁ネットワーク参加促進</b> おきなわ津梁ネットワーク未加入施設や既参加施設を戸別訪問し、趣旨や意義等の説明を行うとともに、運用支援や操作支援等を行うことで参加を促す。</p>
<p>2) 地域医療対策事業</p>	<p><b>①地域医療委員会の開催</b> 各地区医師会からの担当理事で構成され、地域医療に関する諸問題等への対応について検討を行うとともに、各圏域毎で開催される「地域医療構想調整会議」について情報共有を行う等、地域医療の推進を図る。</p>

<p><b>⑫臨床検査精度管理調査報告会への派遣</b> 日本医師会が実施する臨床検査精度管理事業を把握し、本県の事業にフィードバックすべく、当該事業の報告会に関係役員を派遣する。</p> <p><b>⑬医師会病院・臨床検査センターの支援</b> 医師会病院・臨床検査センター等医師会立共同利用施設の運営にかかる諸問題の共有を図り、当該施設の運営支援を図る。</p> <p><b>⑭九州地区医師会立共同利用施設連絡協議会への派遣</b> 九州ブロック並びに全国における医師会立共同利用施設にかかる諸問題の共有を図り、課題解決に向けて検討・意見交換を行う。</p>	<p><b>3) 介護保険対策事業</b></p> <p><b>①各地区医師会並びに県や各保険者等との連携強化</b> 高齢者が安心して地域で暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの基盤整備を図るため、県や自治体、各保険者等と連携し、円滑な制度運営の強化に努める。また各地区医師会が市町村から委託を受け実施する「在宅医療・介護連携推進事業」等の支援に努める。</p> <p><b>②介護保険（地域包括ケア）研修会の開催</b> 地域包括ケアシステムの充実に支え体制の強化を目的に、地域包括ケアシステムにおいて中心のかつ重要な役割を担う地域の医師等を対象とした研修会を行う。</p> <p><b>③地域包括ケア対策委員会の開催</b> 各地区医師会からの担当委員で構成し、上記①～②の事業を遂行するために解決すべき問題点などを検討し、本県の地域包括ケアシステムの推進等に係る意見交換を行う。</p> <p><b>④都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会等への派遣</b> 介護保険制度や在宅医療等、高齢者保健福祉事業の円滑な推進を検討するための各種会議に担当役員を派遣し、高齢者を支援するための施策・事業等について検討し意見交換を行う。</p>
<p><b>4) 地域医療臨床研修対策事業</b></p> <p><b>①臨床研修医確保対策事業</b> 医学生や研修医を対象とした説明会へ県内 16 研修病院が合同で参加することにより、本県で実施している臨床研修の魅力・効果的にPRし、県内の初期・後期臨床研修医の確保を図る。同事業は、沖縄県の委託事業である。</p>	

<p><b>②沖縄県・沖縄県医師会連絡協議会の定期的開催</b> 県行政の保健医療福祉担当主管等と沖縄県医師会が連絡調整を行うことにより、沖縄県の保健医療行政が円滑に推進されることを目的に開催する。</p> <p><b>③医療法・医師法に関する周知</b> 医療法改正並びに医師法の改正等について、会員への的確な情報提供を行うことで、地域住民の安全な医療提供体制を確保する。</p> <p><b>④都道府県医師会地域医療担当理事連絡協議会への派遣</b> 地域医療活動を円滑に行うため、種々の問題について検討し意見交換を行う。</p> <p><b>⑤都道府県医師会有床診療所担当理事連絡協議会への派遣</b> 地域医療活動を円滑に行うため、有床診療所に関する種々の問題について検討し意見交換を行う。</p> <p><b>⑥全国有床診療所連絡協議会への派遣</b> 有床診療所に関する種々の問題について検討し意見交換を行う。</p> <p><b>⑦治験審査委員会の開催</b> 実施医療機関の治験実施の適否について、中立の立場から、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することに努める。 また、治験審査委員会資料等電磁化のより効率的な運用に努める。</p> <p><b>⑧治験推進への協力</b> 本県の治験活性化を行うため、会員に対し本会治験事業の体制等について説明会を実施するとともに、会員の治験実施希望施設情報把握に努め、治験推進を行っている関係機関より依頼があった際、会員への情報提供等の協力に努める。</p> <p><b>⑨警察医部会の運営</b> 日本医師会の指針に基づき平成 27 年 4 月から本会に移管した本部会の適切な運営並びに、警察医や警察活動に協力する医師の技術向上や効果的かつ効率的な連携体制の強化に努める。 事業達成のため、警察医部会を定期的に開催するとともに、年に 1 回の総会及び講習会を企画開催する。</p> <p>また、日本医師会や関係機関が実施する各種研修会等に担当役員や担当職員、警察嘱託医を派遣し、全国の情報収集に努め、死体検案業務の適切な実施に向けた方策を展開するとともに、死因究明等推進計画に基づいた県担当課における死因究明推進等協議会の設置に向けた動きに協力する。</p> <p><b>⑩臨床検査精度管理調査事業の実施</b> 臨床検査へのニーズの多様化・専門化に対応していくため、臨床検査の精度を高め標準化を図ることを目的に、沖縄県臨床検査技師会と協力して標記事業を実施する。</p> <p><b>⑪臨床検査精度管理調査結果報告会並びに講演会の開催</b> 臨床検査精度管理調査事業の結果を踏まえ、各医療機関がより一層検査データの質の確保を図るとともに、知識・技術の普及を図るべく第 34 回臨床検査精度管理調査結果報告書を作成し、報告会並びに講演会を開催する。</p>	
---	--



<p>題であると考え、各施設の女性医師の働きやすい環境を目指し意見交換を行い、より良い勤務環境整備や環境改善等に繋げる。</p> <p>ハ、プナフォーラム(年1回)</p> <p>県内の医療機関を訪問する等、医師としてのキャリアアップやキャリアパス形成・女性医師の勤務環境の現状を説明し、今後必要となる対策等について懇談を行う。</p> <p>ニ、琉球大学医学部学生への講義の実施(年1回)</p> <p>女性医師等が抱えるさまざまな課題に適切に対処し、男女共同参画社会の実現を果たしていくためには、医学生の時期からキャリア教育や職業意識の啓発が極めて重要であり、昨年度に引き続き、医学部学生への講義に役員を派遣する。</p> <p>③女性医師等相談事業推進連絡協議会並びに、女性医師支援センター事業九州ブロック会議への派遣</p> <p>全国の医師会と連携を図るとともに、各地域で行われている女性医師の就業継続支援や復帰支援(再研修を含む)等の取り組みについて意見交換を行う。</p> <p>④勤務医部会役員会(年1回)</p> <p>各地区医師会から選出された委員で構成され、勤務医の疲弊等解決すべき問題等を検討し意見交換を行う。</p> <p>イ、勤務医部会主催学術講演会</p> <p>勤務医相互の連携や福祉増進、また、地域医療及び学術研究を含めた医療環境整備のため、その時宜にかなったテーマを取り上げ、講演会を開催する。</p> <p>⑤全国医師会勤務医部会連絡協議会並びに都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会への派遣</p> <p>全国の医師会勤務医部会と連携を図るとともに、勤務医の機能分化、さらには過重労働や女性医師の就労に関する諸問題など多岐にわたる重要課題について検討・意見交換を行う。</p>	<p><b>6) 沖縄県医療勤務環境改善推進事業</b></p> <p>①沖縄県医療勤務環境改善支援センター運営</p> <p>改正医療法の下、沖縄県及び沖縄労働局からの委託事業として開所した「沖縄県医療勤務環境改善支援センター」を前年度に引き続き運営し、医療機関の職場環境や労働環境改善に向けた相談・支援等を行なう。</p> <p><b>7) 医療保険対策事業</b></p> <p>①保険診療の適正化の推進</p>
--	---

<p>②沖縄県医療人育成事業</p> <p>本県には毎年多くの初期研修医が訪れているが、診療科偏在による医師不足、専門医取得による県外流出が懸念される。このため、関係機関の指導医を中心に、初期研修医、専門(後期)研修医の一貫した医師の生涯キャリアパス支援体制を構築する。同事業は、沖縄県の補助事業である。</p> <p>③研修医歓迎レセプションの開催</p> <p>県内に集まる全ての初期研修医を歓迎し、研修医間、研修医と指導医間、臨床研修病院間の親睦を深めることにより、本県の臨床研修体制の向上を図る。同時に研修医へ県医師会の事業内容を案内し県医師会への加入を促進する。</p> <p>④日本医師会指導医のための教育ワークショップへの派遣</p> <p>会員を当ワークショップへ派遣し、研修医を指導する医師の養成に努める。</p> <p>⑤臨床研修病院長等会議の開催</p> <p>県内の臨床研修病院長および研修委員長等で構成され、本県の3臨床研修群(県立病院群、RyuMIC群、群星沖繩群)の連携を行い、初期研修、専門(後期)研修及び復職研修等において、研修内容及び体制の整備に努め、魅力ある臨床研修事業等を構築する。又、臨床研修病院群が連携して研修の標準化を図るなど、離島をはじめ県内に定着する医師の確保を図る。</p> <p>⑥臨床研修病院実務者会議の開催</p> <p>県内の臨床研修病院関係者で構成され、初期研修のみならず、専門(後期)研修を見据えた研修病院間の情報共有や連携を図り、専門(後期)研修等について意見交換を行う。</p>	<p><b>5) 医師の勤務環境整備事業</b></p> <p>①女性医師等就労支援相談窓口事業</p> <p>沖縄県からの委託事業として、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図ることを目的に、女性医師等相談窓口を設置する。さらに、労働環境改善の促進を図る周知啓発活動や医師への職業紹介、出産や育児、再就業等の相談に応じる体制を整備する。</p> <p>②女性医師部会役員会(年1回)</p> <p>女性医師会員を中心に構成され、下記(イ)～(ニ)の事業を遂行するために検討を行い、男女共同参画社会の実現等に資する会議である。</p> <p>イ、女性医師フォーラム</p> <p>全医師の20%にあたる6万人が女性医師となり、女性医師を取り巻く現状や諸問題の解決にむけて、さまざまなテーマを取り上げフォーラムを企画開催する。</p> <p>ロ、女性医師の勤務環境整備に関する病院長等との懇談会</p> <p>女性医師の働きやすい環境を整えていくことが、医師確保の面からも喫緊の課</p>
---	---

<p><b>8) 医療事故対策事業</b></p>	<p><b>① 医療紛争処理委員会、サポート委員会等の開催</b>                  医療紛争（医療事故）について、患者・医療者の立場から早期解決を図るため、専門的な立場で検証を行うための委員会を開催し、医療紛争処理の迅速化に努める。また、当事者の医師が地域住民への医療提供体制を損なわないよう、事案の解決に向けたサポート委員会を設置し会員の支援を行う。各地区医師会に医療紛争担当委員を任命いただき、県医師会・地区医師会が連携協力のもと紛争の解決にあたる。</p> <p><b>② 都道府県医師会医療紛争担当理事連絡協議会等への派遣</b>                  日本医師会で開催される都道府県医師会医療紛争担当理事連絡協議会等へ担当理事及び担当職員を派遣し、全国の情報収集に努めるとともに医療紛争の防止並びに早期解決に努める。</p>
<p><b>9) 医学会事業</b></p>	<p><b>① 沖縄県医師会医学会総会（春・秋）</b>                  春・秋（6月、12月）2回の医学会総会を開催し、特別講演・教育講演・シンポジウム・ミニレクチャー・一般講演を行い、会員の日頃の臨床例、グループ研究等幅広く研究発表を行い、会員の医療技術の向上、研鑽を図る。</p> <p><b>② 沖縄医学会雑誌の発行（4回）</b>                  集会所（抄録集）と記事特集（記録集）を発行し、医学に関する最新の学術知識と情報公開および共有を目的とする。</p> <p><b>③ 分科会長会議の開催</b>                  本会分科会の会長で構成され、沖縄県医師会医学会総会のあり方に関する事項、分科会の新設に関する事項、学会の重要な会務に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p><b>④ 幹事会・プログラム編成委員会の開催</b>                  本会分科会の幹事で構成され、分科会長会に提案すべき事項、会務の運営に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p><b>⑤ 沖縄県医師会医学賞（研修医部門）</b>                  沖縄県における研修医教育システムをより魅力あるものにするを目的とし、沖縄県医師会医学会総会において、優れた研究業績を発表した初期研修2年目かつ、日常の研修活動において顕著な成績を取った者を表彰する。</p> <p><b>⑥ 分科会活動の支援</b>                  各分科会における研修会や各種学術講演会等の分科会活動を推進する。</p>

<p>イ. 個別面談指導の実施                  会員並びに会員の保険医療機関による保険診療が適切に行われているかを指導・助言することで、診療報酬の誤請求の未然防止に努めるための事業。</p> <p>ロ. 講習会等の開催                  会員並びに保険請求に従事する職員等を対象とした医療保険に関する講習会等を開催し、保険診療上守るべきルールや適正な保険請求等について理解を深める。</p>	<p><b>② 審査業務の適正化</b>                  イ. 医療保険研究委員会の開催                  社保・国保両審査委員会から選出された委員で構成され、保険診療上の疑義解釈や審査に係る疑義事項の研究を行い、社保・国保審査基準の格差の是正について検討し両審査機関に具申を行う。</p> <p>また、本会で作成する「保険診療の留意事項（Q&amp;A）」について、社保・国保両審査に関する疑義事項や、請求に関する取扱い等について、随時検討を行う。</p>
<p><b>③ 会内委員会の活用</b></p>	<p>イ. 地区医師会医療保険担当理事連絡協議会の開催                  行政による個別指導の結果及び、九州医師会連合会各種協議会（医療保険対策協議会）協議内容を伝達するとともに、各地区から提案された医療保険に関する諸問題等について検討し意見交換を行う。</p> <p><b>④ 主管行政機関・保険者並びに両審査機関との連絡協同</b>                  九州厚生局沖縄事務所、県保健医療部（国民健康保険課）及び本会担当役員で構成された定期連絡会（年3回）を開催し、個別指導の内容や医療保険制度に関する情報収集並びに意見交換を行うとともに会員へ周知し指導にあたる。</p> <p>また、行政並びに日本医師会からの医療保険に関する情報を適正に伝達するため「会報付録・号外」を毎月発刊するとともに県医師会ホームページ、FAX等を活用して迅速なる情報伝達に努める。</p> <p>会員へ医療保険に関する情報の周知徹底を図り、本県における医療保険事業の円滑なる推進及び県民への適切な保険診療の提供に資する。</p> <p><b>⑤ 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会、九プロ医療保険対策協議会等への派遣</b>                  医療保険制度や保険診療上の疑問点並びに診療報酬改定に伴う不合理点等を検討するための各種会議に担当役員を派遣し、中央並びに各都道府県医師会の情報収集に努める。</p>

<p>環境保健、母子保健分野)で構成し、各種事業を遂行するために解決すべき問題点などを整理・検討し、県民の健康の保持・増進に向けた意見交換を行う。</p> <p>④「健康おきなわ21」事業推進に係る諸団体との連携強化          早世の予防、健康寿命の延伸等、健康おきなわ21に係る事業を実現するため、県や市町村、各種医療福祉団体と連携し、推進体制の強化に努める。</p> <p>⑤特定健診・特定保健指導に係る諸団体との連携強化          特定健診の受診率向上、特定保健指導の適切な運用、早期の医療勧奨等を実現するため、県や各保険者と連携し、事業の実施体制の強化に努める。また、各代表保険者と特定健診・特定保健指導の単価や内容等について協議し、集合契約の締結に努める。</p> <p>⑥特定保健指導支援の取り組み          沖縄県医師会、沖縄県保険者協議会、国保連合会で構成し、県として統一かつ質の高い保健指導が提供できるよう、効果的な保健指導の手法や内容等について検討を行う。</p> <p>⑦特定健診・特定保健指導等に関する説明会の開催          本県の特定健診・特定保健指導の適切な運用並びに当該事業の見直しによる質の向上を目的に、特定健診・特定保健指導実施機関を対象とした説明会を行うとともに、通院中の患者データを活用した特定健診振替の取り組みを行う為、その円滑な運用方法等について医療機関を対象とした説明会を行う。</p> <p>⑧都道府県医師会特定健診・特定保健指導連絡協議会への派遣          特定健診・特定保健指導の普及・啓発等の推進を図るために担当役員を派遣し、効果的な運用や更なる質の向上について検討し、意見交換を行う。</p> <p>⑨沖縄県糖尿病対策推進会議の開催          沖縄県医師会、日本糖尿病学会九州支部、日本糖尿病協会沖縄県支部で構成し、本県の糖尿病予防に係る啓発活動並びに糖尿病対策に係る疾病管理の内容等について検討を行う。特に、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの評価等を行い、当該プログラムの推進に努める。</p> <p>⑩糖尿病対策推進会議への派遣          日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会、日本歯科医師会により設立された日本糖尿病対策推進会議へ本会担当役員を派遣し、糖尿病対策の普及・啓発、予防等について検討し意見交換を行う。</p> <p>⑪環境・医療廃棄物対策          医療廃棄物等が環境へ与える影響について周知・検討を行い、適切な処理に関する指導を行う等、各種環境破壊に対する長期的対策を行う。</p> <p>⑫都道府県医師会環境保健担当理事連絡協議会への派遣          公害をはじめ環境に起因する健康影響に関連した環境保健対策の推進を図るために担当役員を派遣し、効果的な施策・事業等について検討し意見交換を行う。</p>	<p>⑦分科会活動並びに学術講演会開催への助成          上記⑥の事業を遂行するために、各分科会に対して助成金の交付を行う。また、県内で開催される全国規模・九州規模の学術講演会の開催を支援するため助成金を交付する。</p> <p>⑧生涯教育推進事業          イ、日本医師会生涯教育講座および日本医師会生涯教育協力講座の開催          日本医師会生涯教育講座は、日本医師会生涯教育カリキュラム&lt;2009&gt;に基づいて生涯教育講座を立案し、会員の学術・技能の一層の向上を目的として研鑽する事業である。また、日本医師会生涯教育協力講座は、社会構造の変化に伴い日常診療において遭遇する様々な疾病について、実地医家として修得すべき方法をセミナー方式で開催する。</p> <p>ロ、社会保険指導者講習会伝達講習会の開催          社会保険指導者講習会で修得した最新の医療情報等を会員に対して普及、推進する。</p> <p>ハ、生涯教育申告率の向上推進          会員の生涯教育を推進するため、各種講演会受講者名簿を基に会員の受講単位・カリキュラムコードを集中管理し、日本医師会へ一括申告を行い、申告率の向上推進に努める。</p> <p>ニ、日本医師会「全国的な新研修管理システム」の導入及び運用          日本医師会が構築する「全国的な新研修管理システム」を導入し、日本医師会生涯教育制度、認定制度(産業医、健康スポーツ医)の講習会と取得単位を集約的に管理する。</p> <p>⑨日医かかりつけ医機能研修制度事業          今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための事業を実施する。</p>
---	---

10) 公衆衛生推進事業

- ①65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト会議の開催  
 65歳未満県民の健康・死亡率改善を図るべく、効果的な施策・事業等について検討・実践を行う。
- ②うりずんフェスタの開催  
 65歳未満の健康・死亡率改善に向けたポピュレーションアプローチの一環として、実践的かつ効果の高い県民参加型の健康イベントを実施し、働き盛りの世代への健康意識の向上および能動的な健康づくりに努める。
- ③地域保健対策委員会の開催  
 各地区医師会からの担当役員(公衆衛生、感染症、予防接種、特定健診・糖尿病、

<p><b>⑬感染症・予防接種講演会の開催</b>                  感染症・予防接種対策を第一線で推進している講師や研究者等を招聘し、本県の感染症予防接種対策の充実・強化を図る。</p> <p><b>⑭感染症（新型コロナウイルス含む）危機管理対策事業の推進と協力・支援</b>                  インフルエンザ、結核、エイズ、性感染症、麻しん排除計画等、感染症対策を推進するため、行政機関との連絡調整や各地区医師会と協議を行い、感染拡大防止に努める。また、メーリングリストによる連携の推進・情報の共有に努めるとともに、国内外からの持ち込み・拡散防止の為、検疫所や保健所との連携にも努める。</p> <p>また、県内における感染症の発生状況については、会報への掲載及び本会ホームページを活用して速報に努め、地域における感染の拡大防止に努める。</p> <p><b>⑮都道府県医師会感染症危機管理対策協議会への参加</b>                  感染症対策の普及・啓発、予防等の推進を図るために担当役員を派遣し、効果的な施策・事業等について検討し意見交換を行う。</p>	<p><b>11) 広報活動事業</b></p> <p><b>①広報委員会の定期開催</b>                  対内広報の主事業である会報内容の充実と円滑なる編集作業を推進すると共に、県民向けの対外広報事業を遂行するために毎月 1 回広報委員会を開催し下記の事業について検討を行う。</p> <p><b>(1) 対内広報活動</b>                  会員に対し会務の動きや医療等に関する県内情勢や中央情勢の情報提供をはじめ、会員の意見・提言、文化活動、学術研究等を発表する媒体とし、会員の相互理解を深めるべく会報の発行を行う。</p> <p>1) 会報発行事業                  イ、定期発行の刊行                  広報誌を毎月 1 回発行し、会員の他、県・関係団体・日医・都道府県医師会・国や県立図書館・海外友好医師会等へ送付する。</p> <p>ロ、基本編集方針は「オリジナル記事の増加促進と会員 1 人 1 題以上の寄稿を目指す」                  各種会議報告、地区医師会報告、生涯教育、プライマリ・ケア、インタビュ一、若手コーナー、ロゴマークは語る、本の紹介、随筆、座談会の企画、保健・医療に関する月間行事等の様々なコーナーの掲載と共に、会員が興味関心を持つタイムリーな記事を掲載する。</p> <p>ハ、季節に見合った表紙写真の掲載                  表紙を会員の作品で飾るべく随時写真募集を行う。掲載された写真の中から年間最優秀賞を選び、表彰する。</p>
--	---

<p>2) 都道府県医師会広報担当理事連絡協議会への派遣                  日本医師会で開催される都道府県医師会広報担当理事連絡協議会へ担当理事を派遣し、保健、医療、福祉を取り巻く中央の情報を把握すると共に、公衆衛生の向上を目指し、会員はもとより国民へ迅速かつ適切な情報発信について協議を行う。</p> <p>3) 理事会速報の発行                  理事会終了後速やかに概要を取り纏め「理事会速報」を発行し、会務の動向を迅速に地区医師会へ情報提供すべく FAX 及びメールで伝達するとともに、沖縄県医師会報に理事会議事録を掲載して会員への周知を図る。</p> <p><b>(2) 対外広報活動（ふれあい広報）</b>                  「信頼される医師会」づくりをめざすと共に、県民に健康に対する啓発および健康増進に向けた取組を行う。また、医療における社会的な側面にもスポットを当て、県民と医療界との相互理解を深める事にも注力し、下記の事業等を行う。</p> <p>1) 県民公開講座の開催（沖縄タイムス社共催）                  健康長寿の邦として名を馳せた本県の平均寿命が全国順位で大きく転落したことを受け、この危機的状況を広く県民に啓発すると共に、各々の健康に対する意識改革を促して健康長寿復活を行うべく、沖縄タイムス社との共催により「県民公開講座」を開催する。</p> <p>2) 県民健康フォーラムの開催（琉球新報社共催）                  県民の心身共に健やかな発展を願い、県民への健康啓発活動の一環として、乳幼児から高齢者までの全ての県民のライフステージに合った健康保持・増進に寄与すべく、琉球新報との共催により「県民健康フォーラム」を開催する。</p> <p>3) マスコミとの懇談会の開催                  信頼される医師会づくりを目指すべく、マスコミ関係者との連携を強化するため、第一線記者との懇談会を定期的に開催する。</p> <p>4) 医療に関する県民との懇談会の開催                  各地域における医療に関する諸問題について住民等と意見交換を行い、それを本会の会務に反映して県民との信頼関係の醸成に努めるべく、地区医師会と連携を図りながら県民との懇談会を開催する。</p> <p>5) 新聞両紙における啓発活動                  県民の健康増進に資するため、沖縄タイムスの「命ぐすい耳ぐすい」並びに琉球新報の「ドクターのゆんたくひんたく」コーナーに医療に関する情報記事を掲載する。</p> <p>6) なごみ会主催県民健康フェアの開催                  県下医療関係 17 団体が加盟する医療保健連合「なごみ会」主催による県民健康フェアに幹事団体として参加し、各団体毎に様々な医療情報提供や指導等を行い、県民の健康保持増進を図る。</p>
---

<p><b>12) 医療情報システム事業</b></p>	<p><b>①医療情報システムの運営と活用</b>                  イ、文書映像データ管理システムの管理・運用                  多岐に亘り日々配信される医療情報を効果的に収集・管理、データベース化し、会員及び県民に対し、効果的かつ適切な医療情報を提供する。                  ロ、沖縄県医師会ホームページの管理・運用                  本会のホームページへ記載されている情報を管理・更新し、会員及び県民に対し、迅速かつ適切な医療情報を提供する。                  ハ、グループウェアシステムの管理・運用                  沖縄県医師会役員及び職員間の効率的な情報共有等を図ることを目的にグループウェアを運用し、より迅速かつ正確な連携体制を構築する。                  ニ、テレビ会議システム（遠隔講演会等）導入の検討                  本会館や本島中南部で開催される各種研修会等を、本島北部や宮古、八重山に同時配信するための仕組みの構築に向けて検討を行う。</p> <p><b>②医療情報システム講演会（サイバーテロ）の開催</b>                  ICT技術の進展及び普及に伴い、サイバーテロの脅威が高まっていることから、適切なICTの活用等を啓発するための講演会を開催する。</p> <p><b>③日医医療情報システム協議会への派遣</b>                  医療情報システムを検討するための各種会議に担当役員を派遣し、効果的な医療情報の提供や、地区医師会や各会員との情報ネットワークの体制構築等について検討し意見交換を行う。</p> <p><b>④全国医師会事務局連絡研修会等への派遣</b>                  先進的な医療情報連携ネットワークの情報収集や最新の知見を学ぶとともに、全国医師会事務局における医療情報システムの運用等について検討し意見交換を行う。</p>
<p><b>13) 学校保健対策事業</b></p>	<p><b>①沖縄県学校保健・学校医大会の開催</b>                  医学の進歩に伴う医療知識・技術の進展及び児童生徒の健康の保持増進に対する今日的課題を専門的に研修し、学校医・養護教諭・学校関係者が共通の認識を持つことにより、児童生徒の心身の健康保持増進に努める。</p> <p><b>②学校医部会常務理事会の開催</b>                  各地区医師会長並びに担当理事、また学校保健に関わる心臓・腎臓・小児生活習慣病・眼科・耳鼻科・整形外科の専門医師で構成し、学校保健に関する諸問題への対応について検討を行うとともに、県内の検診機関担当者等との意見交換の場を持つ</p>

<p>ち、学校保健の充実を図る。</p> <p><b>③学校保健関連諸事業への協力</b>                  沖縄県教育委員会や各団体が企画する学校保健関連事業に専門医の派遣や、県立学校への学校医推薦等を学校所在地の医師会へ依頼する。</p> <p><b>④九州各県、沖縄県教育委員会をはじめ関連機関との連携強化</b>                  九州各県・沖縄県教育委員会等関係機関と連携を図ることにより、学校保健活動の円滑な推進を図る。</p> <p><b>⑤全国学校保健・学校医大会への役員派遣</b>                  全国的な学校保健活動の潮流を把握すべく、全国学校保健・学校医大会が主催する講習会等に、学校医部会役員を始め地区医師会代表者を派遣する。</p> <p><b>⑥九州ブロック学校保健・学校医大会並びに九州学校検診協議会への役員、専門委員の派遣</b>                  学校保健に関する諸問題への対応について検討し、意見交換を行うとともに、心臓検診、腎臓検診、小児生活習慣病検診、運動器検診の各部門へ専門委員を派遣し、学校検診の制度の向上のため検討を行う。</p> <p><b>⑦日本医師会講習会への派遣</b>                  日本医師会が主催する学校保健講習会・母子保健講習会等に学校医部会役員を始め専門医師を派遣し、意見交換を行う。</p>	<p><b>14) 産業保健対策事業</b></p> <p><b>①産業医の育成・資質の向上</b>                  産業医の育成・資質の向上を図ることを目的に、(公財)産業医学振興財団と連携し日本医師会認定産業医制度に基づく各種研修事業を実施する。</p> <p><b>②産業医研修連絡協議会の開催</b>                  産業保健や産業医研修事業にかかる問題点について、沖縄労働局、沖縄県労働基準協会、沖縄産業保健総合支援センター等と意見交換を行う。</p> <p><b>③沖縄産業保健総合支援センターとの連携</b>                  産業保健事業(沖縄産業保健総合支援センター、地域産業保健センター)が、本来めざす機能をワンストップサービスとして安定的かつ継続的に提供できるように主体的に関与し、事業運営の推進を図る。</p> <p><b>④労働局並びに関係団体との連携</b>                  労働者数50人以上の事業場の産業医選任率向上を図るため、沖縄労働局と連携を図る。</p> <p><b>⑤産業保健担当理事連絡協議会並びに産業保健活動推進全国会議への派遣</b>                  産業保健活動及び産業医活動に関する諸問題など多岐にわたる重要課題について検討・意見交換を行うため、標記会議に役員を派遣する。</p>
--	---

<p>⑥都道府県医師会救急災害医療担当理事連絡協議会並びに、災害医療コーディネーター研修、全国メディカルコントロール協議会への派遣 全国の医師会等と連携を図るとともに、災害医療に関する重要課題や関係機関の取組みについて検討・意見交換を行う。</p> <p>⑦九州医師会連合会救急・災害医療担当理事連絡協議会並びに災害医療研修への派遣 九州各県医師会と連携を図るとともに、災害医療に関する重要課題や研修等について、検討・情報交換を行う。</p> <p>⑧災害発生時の救急医療体制の整備の実施 沖縄県と沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害発生時に被害の最小化を図るべく、派遣スタッフの登録や備品の整備を行う。</p> <p>⑨災害医療にかかる関係団体との会議・打合せ等 災害時の救急災害医療体制の向上を図ることを目的に関係団体との会議・打合せ等を行う。</p> <p>⑩新おきなわICLSコースの開催（年6回） 「日本医師会ACLS研修」の活性化を推進すべく、県内で独自に活動している「新おきなわICLSコース」と協賛の上、成人の心肺停止の最初の10分間のチーム医療を学ぶ講習会の開催に努める。</p> <p>⑪沖縄県小児救急電話相談事業（#8000）の実施（沖縄県委託事業） 救急病院への不要不急の受診抑制や救急外来における電話応対の緩和、更に小児患者の保護者の不安解消を図ることを目的に沖縄県、沖縄県看護協会、沖縄県薬剤師会等と連携し、事業実施にあたる。</p> <p>⑫離島における救急対策、安全対策の検討 ドクターヘリ運航事業や沖縄県急患搬送関係機関連絡会議に役員を派遣し、安全な患者搬送について検討を行う。</p>	<p>16) 母体保護事業</p> <p>①指定基準の遵守と審査の公正 新規申請及び更新申請について、学術技術及び施設等を審査し、結果を沖縄県医師会長へ答申し、指定する。</p> <p>②指定医師及び指導員の資質の向上 指定医師及び指導員の資質の向上を図り、沖縄県産婦人科医学会及び沖縄産科婦人科学会等の講習会、研修会などの開催を支援する。</p> <p>③指定医師の更新 2年毎の指定更新申請について審査を実施し、法律改正がある場合はその対応を実施する。</p> <p>④家族計画・母体保護法指導講習会への派遣 厚生労働省と日本医師会が共催する家族計画・母体保護法指導講習会へ指導者</p>
---	--

<p>⑥日医認定健康スポーツ医研修会への支援 地域健康活動の一環である健康スポーツ医活動の推進を図るため、日本医師会健康スポーツ医の養成とその資質向上を目的として開催される研修会への支援を行う。</p> <p>⑦労災・自賠責保険診療の適正化 イ、労災部会と連携して当該保険診療の適正化(充実)を図る。 ロ、労働者災害補償保険法による診療の充実及び医療内容の向上を図ると共に、労災保険診療の適正化に努める。 ハ、沖縄労働局等との連携 ニ、労働者災害補償保険法による診療の充実及び医療内容の向上を図ると共に、労災保険診療の適正化に努める。</p> <p>⑧自動車保険診療費算定基準の運用促進 本会、沖縄自賠責損害調査事務所、損害保険協会沖縄支部の三者間で協力し、引き続き円滑な運用を図る。</p> <p>⑨労災医療に関する学術的研修の開催 労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るべく、学術的研修を開催する。</p> <p>⑩自賠責研修会の開催 自動車保険診療費算定基準の運用促進を図るべく、自賠責研修会を開催する。</p> <p>⑪沖縄県自動車保険連絡協議会の開催 本会、沖縄自賠責損害調査事務所、損害保険協会沖縄支部との連携を図り、自賠責保険を巡る諸問題について検討・意見交換を行う。</p>	<p>15) 救急医療対策事業</p> <p>①災害医療委員会等の開催（年1回） 各地区医師会から選出された委員等で構成され、救急・災害医療に関する様々な問題について検討を行う。</p> <p>②災害医療研修プログラム作業部会の開催（年1回） 災害医療研修プログラムの内容について検討を行う。</p> <p>③沖縄県災害時HOT対策会議の開催（年1回） 県内在宅酸素供給業者（6社）協力のもと、緊急時HOT患者を早期に被災地から避難難或いは、酸素供給のできる退避場所等について検討を行う。</p> <p>④災害医療研修会の開催（年6回） 我が国で起こり得るさまざまな事象に対し、災害医療救護に関する必要な知識及び技術を学ぶための研修会を開催する。</p> <p>⑤沖縄県総合防災訓練等各種訓練への積極的な参加 毎年、実施される県総合防災訓練（南部医療圏）や那覇空港航空機事故消防火救難訓練、美ら島レスキューへJMAT沖縄として参加すると共に、各防災機関との連携を図る。</p>
--	--

<p><b>⑥医療事故調査制度（医療事故調査支援委員会）対策</b> 本制度の適正かつ円滑な運用を行うため、医療事故調査支援委員会を設置し、県内医療機関等で該当事案が発生した際の効果的な支援を行う。また、県内の医療事故調査等支援団体が連携し、各関係機関で発生した事案について情報の共有を行うとともに、県全体で標準化した支援体制を整備することを目的に「沖縄県医療事故調査等支援団体連絡協議会」を開催する。 制度をより円滑に運用するため、日本医師会等で行われる各種研修会等に担当役員や担当職員を派遣し全国における制度運用等の情報収集に努めるとともに、県内各医療機関等向けの講習会等を企画開催する。</p>
<p><b>18) 看護師養成対策事業</b></p> <p>①看護師養成校への支援 県民の保健・医療・福祉の向上並びに安全・安心の医療提供体制を構築するために、安定的な看護職者の養成及び確保を図ることが急務である。本年度も管下医師会立看護師等養成校3校に対し、運営補助金を助成する。</p> <p>②都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会への派遣 看護職員等を巡る最近の動向や確保対策について報告を受け、厚労省事務官と交えて看護職員に関する諸問題について検討・意見交換を行う。</p>
<p><b>19) 医療従事者対策事業</b></p> <p>①永年勤続医療従事者表彰 従業員福祉の一環として、会員が開設する医療施設及び医師会に勤務し、勤続20年に達した者を対象に、永年勤続医療従事者表彰式を開催する。</p>
<p><b>20) 会員及び従業員の福祉共済事業</b></p> <p>①会員の医療経営に向けた対応 地域医療を担う医療機関の安定した経営に向け、税制問題に関する諸問題に対応し、関係機関を通じて特に医療機関に不合理な負担を生じさせている控除対象外消費税問題解消のための活動に努める。 なお、控除対象外消費税問題については来年、平成31年10月に予定されていることから、引き続き日本医師会並びに九医連との連携をより一層強化するとともに、会員への迅速な情報提供に努める。</p>

<p>を派遣し、資質の向上を図る。</p> <p><b>⑤日産婦性教育指導セミナーへの派遣</b> 日本産婦人科医会が開催する性教育指導セミナーへ会員を派遣し、資質の向上を図る。</p> <p><b>⑥母体保護法指定医師研修会の開催</b> 母体保護に係る①生命倫理に関するもの、②母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの、③医療安全・救急処置に関するものについて研修会を開催し、指定医師の技術及び資質の向上を図る。</p>
<p><b>17) 医道の向上に関する事業</b></p> <p>①「日本医師会綱領」、「医の倫理綱領」、「医師の職業倫理指針」、「診療情報提供に関する指針」、「診療に関する個人情報取扱い指針」の周知徹底 会員の倫理意識の高揚並びに患者への診療情報提供の推進、個人情報情報の適切な取扱いに資するべく、「日本医師会綱領」並びに「医の倫理綱領」、「医師の職業倫理指針」、「診療情報の提供に関する指針」、「診療に関する個人情報の取扱い指針」の周知徹底を図る。</p> <p>②会員の倫理向上委員会、医療安全対策委員会の開催 医の倫理に反するあらゆる不適切な行為を根絶し、医療を受ける県民と医療を提供する医師との信頼関係の構築に努め、県民に安心で安全な質の高い医療を提供すべく、医の倫理に関する資料収集及び資料提供を行う。また、会員の不適切な行為や医の倫理にもとめる医療事故等の事実が判明した場合、当該会員に対して適切な対応に努め、会員の意識改革を図るとともに、適切な情報共有に努める。</p> <p>③医療安全並びに会員の倫理向上を目的とした講演会の開催 医師を始め地域の医療従事者が互いに協力しながら、医療の質・安全の確保と向上を目指すと共に会員が倫理の問題に関心を持ち、率先して向上に努めるよう、意識の高揚に資するべく、講師を招聘し講演会を開催する。</p> <p>④県民からの苦情相談窓口の対応 イ、苦情相談事例集の作成・会員への配布 県民へ安心、安全な医療を提供すると共に医療の質の向上を目指し、医師と患者さんとの信頼関係の構築に資するべく、「診療に関する相談窓口」を設置し、県民、患者さんからの苦情・相談を受ける。受けつけた苦情や相談については、適宜、当該医療機関等に確認しながら対応する。また、苦情内容とその対応状況を事例集として取り纏め、日常診療における参考資料として会員へ情報提供を行う。</p> <p>⑤医療安全対策研修会等への派遣 本県の医療安全対策事業の円滑な推進を検討するため、各種会議に担当役員や担当職員を派遣し、全国の関係者と医療安全に係る施策・事業等について意見交換を行う。</p>

<p>③沖縄県医療保健連合（なごみ会）幹事会・懇談会の開催 県下の保健、医療、福祉活動を円滑、かつ効率的に推進すべく、県内の医療関係（17団体）が一堂に会し、当面する諸問題について検討協議し、協働して問題の解決に当たる他、県行政への必要な提言等を行うため当幹事会・懇談会を開催する。</p> <p>④その他関係団体との調整 県行政をはじめ各種関係団体との連携強化を図り、本会の諸事業の推進と安全・安心な良質の医療提供体制の強化に努める。</p>	<p>22) 地区医師会との連絡協調に関する事業</p> <p>各地区医師会が抱える諸問題の解決並びに、円滑なる地域医療の推進と地区医師会の活性化を図るべく、地区医師会会長会議を定期的に開催すると共に、地区医師会が主催する地区医師会連絡協議会に参加する。</p>	<p>23) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター対策事業</p> <p>①病院拠点型に向けた支援 沖縄県が実証事業として開始した沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターの病院拠点型の設置に向けて関係団体と調整を図る。</p>	<p>24) 外国人観光客患者受入対応整備事業</p> <p>①外国人観光客患者受入対応問題検討プロジェクト委員会（年1回） 各地区医師会から選出された委員で構成され、医療機関で頭在化する外国人観光客患者を巡る諸問題の解決に向けて検討を行う。</p>
--	---	---	---

<p>②医師年金並びに日本医師・従業員国民年金基金制度に関する啓発、加入促進 会員の老後の生活を安定させるため、各種年金制度への加入を促進し、日本医師会の年金・税制に係る取り組みについて、県医師会ホームページ及び会報等により迅速な情報提供を行い、以って福祉の向上に努める。</p>	<p>21) 関係団体に関する事業</p> <p>①日本医師会及び都道府県医師会との連絡協調 中央における医療情勢を速やかに入手すると共に、地域医療をはじめ保健、介護等に関する各都道府県医師会が抱える問題や課題等について相互の意見交換や情報収集を行うべく日本医師会及び都道府県医師会との連絡協調を図る。</p> <p>②九州医師会連合会との連絡協調 九州各県における保健・医療・福祉活動の充実、並びに円滑なる推進を図り、県民生活の向上に資するべく、九州医師会連合会の下記諸事業に参画する。</p> <p>イ. 常任委員会 九州各県医師会会長が一堂に会し、地域医療をはじめとする保健、介護、福祉に関する相互の問題や各県独自の課題等について検討協議すると共に、その問題点を要請し、九州各県民の福祉向上に資する。</p> <p>ロ. 委員総会 九州医師会連合会の事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等の組織運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>ハ. 各種協議会 九州各県医師会役員が一堂に会し、医療制度、医療保険、介護保険、地域医療、地域保健等具体的な事項について、相互の情報交換を行うと共に、各県独自の問題や課題等について協議を行い、各県における円滑なる地域医療保健福祉活動に資する。</p> <p>ニ. 九州各県保健医療福祉主管部長・九州各県医師会会長合同会議 九州各県の医療行政の責任者と医療提供の責任者が一堂に会し、相互の連絡調整を図ると共に、懸案事項について検討協議を行い、九州各県における円滑なる医療行政の推進に資する。</p> <p>なお、今年度の当合同会議は、本県において本会の担当で開催する。</p> <p>ホ. 九プロ日医代議員連絡会 全国の医師会員で組織する日本医師会の事業計画及び予算、事業報告及び決算をはじめ適正な国民医療の確保推進に際する諸問題等、重要事項を審議する代議員会に際しては、全国的な会の運営上、ブロック毎の対応となることから、九州ブロックの一員として日本医師会代議員会に臨むに当たって、予め九州ブロック内での連絡調整を図る。</p>
--	---



第4号議案 平成30年度沖繩県医師会諸会費賦課徴収の件

平成30年度沖繩県医師会諸会費賦課徴収要項

1. 入会金を次のとおり賦課徴収する。
  - A会員 私的医療機関（保健施設を含む）の開設者、管理医師もしくはこれに準ずる医師。 50,000円  
私的医療機関（保健施設を含む）においては、1名以上をA会員とする。
  - B会員 A・C会員以外の勤務医師。 2,000円
  - C会員 国・地方公務員及びこれに準ずる医師。 2,000円  
但し、B・C会員が身分を変更してA会員となった場合は差額を徴収する。
2. 沖繩県医師会一般会費を次のとおり賦課徴収する。
  - A会員 下記ランク表のとおりとする。
  - B会員 均等割のみとし月額3,000円とする。  
但し、医師法に基づく研修医は無料とする。
  - C会員 均等割のみとし月額2,500円とする。  
但し、医師法に基づく研修医は無料とする。なお、大学院生、研究生は月額1,000円とする。
3. 沖繩県医師会館建設負担金を各々20年間の合計でA会員36万円、B会員24万円、C会員12万円、次のとおり賦課徴収する。
  - A会員 均等割とし月額1,500円とする。
  - B会員 均等割とし月額1,000円とする。但し、研修医は免除する。
  - C会員 均等割とし月額500円とする。但し、研修医は免除する。

※昭和50年度から昭和58年度の間用地特別会計拠出金を納付した者は、会館建設負担金賦課額との差額分を徴収する。  
また、会員種別を変更した場合は、変更後の会員種別の負担金賦課額に達するまで徴収する。
4. 医事紛争処理会費を次のとおり賦課徴収する。
  - A会員、B会員、C会員（日医A2会員のみ）年額2,000円とする。  
但し、医師法に基づく研修医は無料とする。

A会員一般会費ランク表

	賦課対象額収入区分 (医業総収入) 単位：万円	収入割	均等割	合計
		$\frac{1.32}{1000}$ 円	円	(年額) 円
1	2,000未満	0	132,000	132,000
2	2,000以上～3,000未満	26,400	132,000	158,400
3	3,000以上～4,000未満	39,600	132,000	171,600
4	4,000以上～5,000未満	52,800	132,000	184,800
5	5,000以上～6,000未満	66,000	132,000	198,000
6	6,000以上～7,000未満	79,200	132,000	211,200
7	7,000以上～8,000未満	92,400	132,000	224,400
8	8,000以上～9,000未満	105,600	132,000	237,600
9	9,000以上～10,000未満	118,800	132,000	250,800
10	10,000以上～11,000未満	132,000	132,000	264,000
11	11,000以上～12,000未満	145,200	132,000	277,200
12	12,000以上～13,000未満	158,400	132,000	290,400
13	13,000以上～14,000未満	171,600	132,000	303,600
14	14,000以上～15,000未満	184,800	132,000	316,800
15	15,000以上～16,000未満	198,000	132,000	330,000
16	16,000以上～17,000未満	211,200	132,000	343,200
17	17,000以上～18,000未満	224,400	132,000	356,400
18	18,000以上	237,600	132,000	369,600

平成30年度諸会費賦課徴収表

1. 沖縄県医師会諸会費

会費種別	会員種別	引去月	4	6	8	10	12	2	合計
		月分	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	
沖縄県医師会費	A 会員		収入割 +均等割 22,000	〃	〃	〃	〃	〃	収入割 +均等割 132,000
	B 会員		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,000
	C 会員		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	30,000
	大学院生, 研究生		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
会館建設負担金	A 会員		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000
	B 会員		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
	C 会員		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
	大学院生, 研究生		0	0	0	0	0	0	0
医事紛争処理会費	A 会員		2,000	-	-	-	-	-	2,000
	B 会員		2,000	-	-	-	-	-	2,000
	C 会員 (日医A2)		2,000	-	-	-	-	-	2,000
	大学院生, 研究生 (日医A2)		2,000	-	-	-	-	-	2,000

※医師法に基づく研修医の期間中は、沖縄県医師会費、会館建設負担金、医事紛争処理会費は全額無料

2. 日本医師会会費、九州医師会費等

会費種別	会員種別	引去月	4	6	8	10	12	2	合計
		月分	4~7月分		8~11月分		12~3月分	-	
日本医師会費	A1 会員 (内66,000円:医賠責保険料)		42,000	-	42,000	-	42,000	-	126,000
	A2 (B) 会員 (内40,000円:医賠責保険料) 31歳以上		22,000		24,000		22,000		68,000
	A2 (B) 会員 (内11,000円:医賠責保険料) 30歳以下		13,000	-	13,000	-	13,000	-	39,000
	A2 (C) 会員 (15,000円:医賠責保険料)		5,000	-	5,000	-	5,000	-	15,000
	B 会員		9,000	-	10,000	-	9,000	-	28,000
	C 会員		0	-	0	-	0	-	0
九州医師会費 (日医会員)	A1・A2(B)・B会員		1,500	-	-	-	-	-	1,500
	A2(C)・C会員		0	-	0	-	0	-	0
九州医学会費 (日医会員)	A1・A2(B)・B会員		2,500	-	-	-	-	-	2,500
	A2(C)・C会員		0	-	0	-	0	-	0

※医師法に基づく研修医の期間中は、日本医師会費、九州医師会・医学会費は全額無料  
 ※A2 (B) 会員の年齢 (31歳以上または30歳以下) は、当該年度4月1日現在の年齢

第5号議案 平成30年度沖縄県医師会諸会費減免者の件

平成30年度沖縄県医師会諸会費減免者

1. 高齢による減免者 (満77歳以上) (A会員38人、B会員85人、C会員9人、計132人)
2. 本年度中に満77歳に達する会員 (A会員6人、B会員9人、C会員3人 計18人)
3. 疾病による減免者 (A会員2人、B会員3人 計5人)
4. 出産育児による減免者 (B会員2人 計2人)

合計 (A会員46人、B会員99人、C会員12人 計157人)

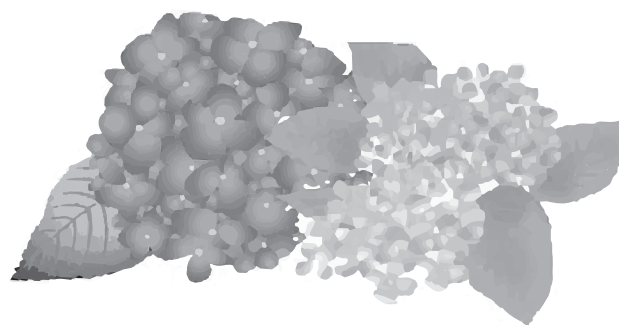
### 1. 収支予算書〈正味財産増減計算書〉

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
受取入会金			
受取入会金	1,294,000	1,120,000	174,000
受取会費			
受取会費	246,742,000	244,511,000	2,231,000
負担金収入	26,010,000	25,638,000	372,000
事業収益			
医学会発表者参加料	425,000	375,000	50,000
母体保護法指定医審査申請料	699,000	270,000	429,000
精度管理参加料	1,275,000	1,245,000	30,000
認定産業医申請料	850,000	990,000	△ 140,000
認定健康スポーツ医申請料	220,000	160,000	60,000
会報広告料収入	4,800,000	4,800,000	0
治験審査収入	6,480,000	0	6,480,000
運営費収入	24,456,000	10,524,000	13,932,000
受取助成金収益			
日医助成金収入	0	6,857,000	△ 6,857,000
生涯教育助成金	0	1,705,000	△ 1,705,000
予防接種助成金	0	250,000	△ 250,000
糖尿病対策支援金	0	450,000	△ 450,000
勤務医活動助成金	0	510,000	△ 510,000
受取補助金収益			
日医助成金収入	9,457,000	0	9,457,000
労災医療学術研修助成金収入	400,000	0	400,000
自賠責研修会助成金収入	500,000	0	500,000
世界糖尿病デー助成金収入	500,000	0	500,000
受取受託金収益			
産業医研修会委託金収入	1,500,000	2,199,000	△ 699,000
労災医療学術研修助成金収入	0	500,000	△ 500,000
賃貸収益			
事務所賃貸料収入	10,920,000	10,920,000	0
会館賃貸料収入	16,788,000	16,651,000	137,000
機器使用料等収入	8,497,000	7,924,000	573,000
雑収益			
受取利息	152,000	196,000	△ 44,000
雑収益	642,000	5,178,000	△ 4,536,000
経常収益計	362,607,000	342,973,000	19,634,000

科 目	当年度	前年度	増 減
(2)經常費用			
事業費			
給料手当	2,427,000	2,427,000	0
役員退職慰勞引当費用	632,000	0	632,000
職員退職給付費用	6,943,003	6,476,093	466,910
賃 金	373,000	569,000	△ 196,000
福利厚生費	380,000	380,000	0
会議費	14,249,000	13,873,000	376,000
旅費交通費	30,939,000	32,032,000	△ 1,093,000
消耗品費	3,878,000	4,813,000	△ 935,000
印刷製本費	24,648,000	26,712,000	△ 2,064,000
通信運搬費	9,806,000	11,166,000	△ 1,360,000
広告広報費	2,606,000	1,806,000	800,000
諸謝金	8,791,000	7,945,000	846,000
賃借料	10,236,000	9,715,000	521,000
光熱水料費	0	225,000	△ 225,000
委託費	20,886,000	7,848,000	13,038,000
渉外費	10,841,000	10,001,000	840,000
保険料	625,000	280,000	345,000
支払負担金	12,355,000	818,000	11,537,000
支払報酬料	1,296,000	1,296,000	0
支払助成金	1,240,000	13,010,000	△ 11,770,000
減価償却費	17,173,745	17,213,200	△ 39,455
雜 費	30,000	330,000	△ 300,000



科 目	当年度	前年度	増 減
管理費			
役員報酬	16,920,000	16,920,000	0
給料手当	79,751,000	76,805,000	2,946,000
役員退職慰労引当費用	158,000	790,000	△ 632,000
職員退職給付費用	2,192,527	1,934,417	258,110
賃 金	5,088,000	4,992,000	96,000
福利厚生費	13,584,000	13,107,000	477,000
会議費	8,327,000	7,858,000	469,000
旅費交通	350,000	350,000	0
消耗品費	3,279,000	3,577,000	△ 298,000
印刷製本費	1,556,000	894,000	662,000
通信運搬費	3,527,000	3,033,000	494,000
修繕費	1,400,000	1,184,000	216,000
租税公課	12,415,000	11,201,000	1,214,000
賃借料	13,116,000	13,173,000	△ 57,000
光熱水料費	6,232,000	6,068,000	164,000
委託管理費	6,545,000	6,545,000	0
保守管理費	1,858,000	1,801,000	57,000
保険料	5,044,000	4,783,000	261,000
支払報酬料	1,815,000	1,815,000	0
支払利息	2,964,000	3,253,000	△ 289,000
減価償却費	1,493,369	1,496,800	△ 3,431
雑 費	360,000	241,000	119,000
經常費用計	368,329,644	350,756,510	17,573,134
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 5,722,644	△ 7,783,510	2,060,866
特定資産評価損益等			
評価損益等計			
当期經常増減額	△ 5,722,644	△ 7,783,510	2,060,866
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,722,644	△ 7,783,510	2,060,866
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0

収支予算書総括表

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

一般社団法人 沖縄県医師会 (単位:円)

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
入 会 金 収 入	1,294,000					1,294,000
会 費 収 入	243,172,000	3,570,000	26,010,000			272,752,000
事 業 収 入	14,749,000			24,456,000		39,205,000
補 助 金 等 収 入	10,857,000					10,857,000
受 託 金 等 収 入	1,500,000					1,500,000
賃 貸 料 収 入	36,205,000					36,205,000
雑 収 入	770,000	2,000	2,000	20,000		794,000
事業活動収入計	308,547,000	3,572,000	26,012,000	24,476,000		362,607,000

2. 事業活動支出

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
事 業 費 支 出	127,480,000	3,756,000		24,370,000		155,606,000
管 理 費 支 出	181,067,000		3,064,000			184,131,000
事業活動支出計	308,547,000	3,756,000	3,064,000	24,370,000		339,737,000
事業活動収支差額	0	△ 184,000	22,948,000	106,000		22,870,000

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
特 定 預 金 収 入	0	0	0	0		0
投資活動収入計	0	0	0	0		0

2. 投資活動支出

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
特 定 預 金 支 出	21,668,000	1,000,000	7,000,000	0		29,668,000
投資活動支出計	21,668,000	1,000,000	7,000,000	0		29,668,000
投資活動収支差額	△ 21,668,000	△ 1,000,000	△ 7,000,000	0		△ 29,668,000

III 財務活動収支の部

1. 財務活動収入

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
財 務 活 動 収 入 計	0	0	0	0		0

2. 財務活動支出

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
長 期 借 入 金 返 済 支 出	0	0	16,380,000	0		16,380,000
財 務 活 動 支 出 計	0	0	16,380,000	0		16,380,000
財務活動収支差額	0	0	△ 16,380,000	0		△ 16,380,000

IV 予備費支出

科 目	一 般 会 計	医事紛争処理 特 別 会 計	会館建設特別会計	おきなわ津梁ネットワーク 特別会計	内部取引	合 計
予 備 費	8,332,000	516,000	568,000	1,106,000		10,522,000

当 期 収 支 差 額	△ 30,000,000	△ 1,700,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000		△ 33,700,000
前 期 繰 越 収 支 差 額	30,000,000	1,700,000	1,000,000	1,000,000		33,700,000
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	0	0		0

報 告

第6号議案 平成30年度沖縄県医師会一般会計収支予算の件

収支予算書 一般会計

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考		
大 科 目	中 科 目						
1. 入会金収入		1,294,000	1,120,000	174,000	A会員(23人) B会員(70人) C会員(20人)		
	1. 入会金収入	1,294,000	1,120,000	174,000	1,114,000	140,000	40,000
2. 会費収入		243,172,000	240,983,000	2,189,000	A会員(719人) B会員(1076人) C会員(482人)		
	1. 会費収入	243,172,000	240,983,000	2,189,000	196,243,000	34,464,000	12,465,000
3. 事業収入		14,749,000	7,840,000	6,909,000			
	1. 医学会発表者参加料	425,000	375,000	50,000	@5,000×85人		
	2. 母体保護法指定医師審査申請料	699,000	270,000	429,000	新規申請料5件、更新申請料94件、異動申請料5件		
	3. 精度管理参加料	1,275,000	1,245,000	30,000	@15,000×85人		
	4. 認定産業医申請料	850,000	990,000	△140,000	@10,000×85人		
	5. 認定健康スポーツ医申請料	220,000	160,000	60,000	@10,000×22人		
	6. 会報広告料収入	4,800,000	4,800,000	0	沖縄県医師会報広告掲載料		
	7. 治験審査収入	6,480,000	0	6,480,000	継続審査5件		
4. 補助金等収入		10,857,000	9,772,000	1,085,000			
	1. 日医助成金収入	9,457,000	6,857,000	2,600,000	日医会費事務助成金	5,054,000	生涯教育助成金 1,513,000
					特約保険運用助成金	780,000	生涯教育協力講座 200,000
					医師年金事務助成金	100,000	日医かかりつけ医機能研修制度助成金
					予防接種助成金	250,000	100,000
					糖尿病対策支援金	450,000	国民医療を守るための国民運動活動助成金
					勤務医活動助成金	510,000	500,000
	生涯教育助成金	0	1,705,000	△1,705,000	日医生涯教育助成金 (日医助成金収入へ移行) 日医生涯教育協力講座 ( " )		
	予防接種助成金	0	250,000	△250,000	日医予防接種助成金 ( " )		

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考		
大 科 目	中 科 目						
	糖尿病対策支援金	0	450,000	△450,000	日医糖尿病対策地域支援金 (日医助成金収入へ移行)		
	勤務医活動助成金	0	510,000	△510,000	日医勤務医活動助成金 ( " )		
	2. 労災医療学術研修助成金収入	400,000	0	400,000	労災保険情報センター助成金 (受託金等収入より移行)		
	3. 自賠責研修会助成金収入	500,000	0	500,000	日本損害保険協会助成金		
	4. 世界糖尿病デー助成金収入	500,000	0	500,000	世界糖尿病デー実行委員会助成金		
5. 受託金等収入		1,500,000	47,380,000	△45,880,000			
	1. 産業医研修会委託金収入	1,500,000	2,199,000	△699,000	産業医学振興財団委託事業		
	労災医療学術研修助成金収入	0	500,000	△500,000	労災保険情報センター助成金 (補助金等収入へ移行)		
	2. 臨床研修医確保対策事業委託金収入	0	21,533,000	△21,533,000	沖縄県の予算確定後に補正予定		
	3. 医療連携体制推進事業委託金収入	0	2,982,000	△2,982,000	"		
	4. 新生児蘇生法講習会実施事業委託金収入	0	1,528,000	△1,528,000	"		
	5. 次世代の健康づくり副読本利活用促進事業委託金収入	0	1,635,000	△1,635,000	"		
	6. 性暴力被害者ワンストップ支援センター研修事業委託金収入	0	3,342,000	△3,342,000	"		
	7. 在宅医療・介護連携に関する市町村支援事業委託金収入	0	4,306,000	△4,306,000	"		
	8. 認知症サポート医フォローアップ研修事業委託金収入	0	867,000	△867,000	"		
	9. 周産期保健医療体制安定確保事業委託金収入	0	5,051,000	△5,051,000	"		
	10. 医療計画策定分野別ワーキンググループ運営事業委託金収入	0	761,000	△761,000	"		
	11. 難病指定医研修事業委託金収入	0	774,000	△774,000	"		
	12. 医療の適切な利用に関する普及啓発事業補助金収入	0	1,902,000	△1,902,000	"		

報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
6. 賃貸料収入		36,205,000	35,495,000	△ 710,000	
	1. 事務所賃貸料収入	10,920,000	10,920,000	0	協同組合 2,400,000 医師国保組合 2,400,000 沖医メディカルサポート 2,400,000 産婦人科医会 480,000 医師連盟 2,400,000 勤務環境改善支援センター 840,000
	2. 会館賃貸料収入	16,788,000	16,651,000	137,000	会員貸出 220回 1,587,000 会員外貸出 330回 13,635,000 駐車場貸出 1,566,000
	3. 機器使用料等収入	8,497,000	7,924,000	573,000	協同組合 2,235,000 医師国保組合 2,235,000 沖医メディカルサポート 2,235,000 産婦人科医会 240,000 医師連盟 1,476,000 勤務環境改善支援センター 76,000
7. 雑収入		770,000	5,306,000	△ 4,536,000	
	1. 受取利息	150,000	150,000	0	預金利息
	2. 雑収入	620,000	5,156,000	△ 4,536,000	治験審査費(事業収入へ移行) 600,000 労災保険情報センター事務協力費 20,000 雑 入
事業活動収入計		308,547,000	347,896,000	△ 39,349,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 事業費支出		127,480,000	176,350,000	△ 48,870,000	
	1. 医学会対策費	14,163,000	14,424,000	△ 261,000	①県医学会雑誌発行費 2,961,000 ②県医学会運営費 5,363,000 ③社保伝達講習会関連費 220,000 ④日医かかりつけ医機能研修制度事業費 454,000 ⑤生涯教育推進費 895,000 ⑥分科会等助成金 4,270,000
	2. 地域医療臨床研修対策費	2,476,000	23,955,000	△ 21,479,000	①臨床研修関連費 1,222,000 ②研修医歓迎レセプション諸経費 1,254,000 ③臨床研修医確保対策委託事業費 0
	3. 対内広報活動費	17,460,000	17,278,000	182,000	①会議費 649,000 ②連絡協議会費 166,000 ③会報発行費 16,645,000
	4. 対外広報活動費	5,934,000	5,648,000	286,000	①マスコミとの懇談会費4回 758,000 ②県民との懇談会費1回 840,000 ③県民公開講座開催費1回 1,798,000 ④県民健康フォーラム開催費1回 1,650,000 ⑤なごみ会県民健康フェア開催費1回 858,000 ⑥しごとミュージアム 30,000
	5. 倫理向上対策費	3,912,000	4,861,000	△ 949,000	①会員の倫理向上関連費 808,000 ②医療安全対策関連費 1,267,000 ③医療事故調査制度関連費 1,837,000
	6. 九州医師会連合会関係費	8,701,000	7,664,000	1,037,000	旅費交通費





報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
	7. 日本医師会関係費	3,551,000	3,290,000	261,000	旅費交通費
	8. 地域医療対策費	11,041,000	14,419,000	△ 3,378,000	①地域医療活動推進費 1,344,000 ②警察医師会関連費 1,152,000 ③臨床検査精度管理事業費 2,486,000 ④治験推進事業費 3,059,000 ⑤地区医師会活動助成金 3,000,000 ⑥医療連携体制推進委託事業費 0
	9. 救急医療対策費	2,427,000	3,387,000	△ 960,000	①会議費 286,000 ②連絡協議会費 631,000 ③災害医療研修会費（6回） 819,000 ④沖縄県総合防災訓練関係費 112,000 ⑤災害・救急医療対策費 564,000 ⑥新ICLS関係事業費 15,000
	10. 公衆衛生推進対策費	7,913,000	9,659,000	△ 1,746,000	①地域保健対策費 666,000 ②特定健診・保健指導対策費 1,659,000 ③感染症・予防接種対策費 1,154,000 ④65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト推進費 3,937,000 ⑤世界糖尿病デー関連イベント経費 497,000 ⑥次世代の健康づくり副読本 利活用促進委託事業費 0
	11. 学校保健対策費	4,794,000	6,460,000	△ 1,666,000	①会議費 218,000 ②九州ブロック学校保健大会関連費 3,132,000 ③日医学校保健講習会旅費 194,000 ④日医母子保健講習会旅費 164,000 ⑤沖縄県学校保健・学校医大会開催経費 446,000 ⑥学校保健活動助成金 640,000

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
	12. 産業保健対策費	3,688,000	4,446,000	△ 758,000	①産業医研修会費 2,467,000 ②産業医研修連絡協議会費 366,000 ③産業医関連費 220,000 ④健康スポーツ医学研究会助成金 100,000 ⑤産業医申請料 425,000 ⑥健康スポーツ医申請料 110,000
	13. 母体保護対策費	999,000	10,861,000	△ 9,862,000	①会議費 309,000 ②母体保護関連費 460,000 ③性教育指導セミナー旅費 230,000 ④新生児蘇生法講習会委託事業 0 ⑤性暴力被害者ワンストップ 支援センター研修委託事業 0
	14. 情報システム推進対策費	7,540,000	7,075,000	465,000	①連絡協議会費 1,183,000 ②情報システム構築費 600,000 ③情報システム運用費 5,591,000 ④情報システム関連費 30,000 ⑤サイバーテロ講演会費 136,000 ※新規
	15. 勤務医活動推進対策費	1,746,000	2,045,000	△ 299,000	①会議費 235,000 ②勤務医師会講演会費 618,000 ③連絡協議会費 893,000
	16. 女性医師活動推進対策費	681,000	571,000	110,000	女性医師活動推進費
	17. 看護師養成対策費	4,997,000	4,997,000	0	①会議費 217,000 ②連絡協議会費 166,000 ③看護師生涯研修会費 114,000 ④看護師養成助成金 4,500,000

報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
	18. 医療保険対策費	7,645,000	12,021,000	△ 4,376,000	①会議費 413,000 ②連絡協議会費 102,000 ③保険関連冊子発行費 6,132,000 ④会員指導費 786,000 ⑤保険請求に関する研修会費 212,000
	19. 介護保険対策費	923,000	8,316,000	△ 7,393,000	①会議費 236,000 ②連絡協議会費 101,000 ③介護保険研修会費 392,000 ④介護保険関連費 194,000
	20. 労災自賠責対策費	1,156,000	544,000	612,000	①会議費 59,000 ②労災医療に関する学術研修会費 485,000 ③自賠責研修会費 612,000
	21. 会員福祉対策費	8,412,000	7,668,000	744,000	①会議費 180,000 ②連絡協議会費 166,000 ③消費税問題に関する講演会費 446,000 ④琉球大学医学部新任教授記念講演会費 714,000 ⑤慶弔費 6,906,000
	22. 医療従事者対策費	3,167,000	2,927,000	240,000	永年勤続医療従事者表彰費等
	23. 対外交流費	4,154,000	3,834,000	320,000	関係団体会費及び渉外費

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
2. 管理費支出		181,067,000	175,287,000	5,780,000	
	1. 役員報酬	16,920,000	16,920,000	0	
	2. 給料手当	79,751,000	76,805,000	2,946,000	給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、超勤手当、賞与
	3. 賃 金	5,088,000	4,992,000	96,000	賃金職員2名（会館管理嘱託含む）
	4. 職員退職金	0	941,000	△ 941,000	
	5. 福利厚生費	13,584,000	13,107,000	477,000	法定福利費等
	6. 会 議 費	8,327,000	7,858,000	469,000	代議員会費、理事会等会議費、地区医師会関連費、医療推進協議会費
	7. 旅費交通費	350,000	350,000	0	
	8. 消耗品費	3,279,000	3,577,000	△ 298,000	事務消耗品、会館運営消耗品等
	9. 印刷製本費	1,556,000	894,000	662,000	議案書、封筒、会員名簿等
	10. 通信運搬費	3,527,000	3,033,000	494,000	電話料、切手、引去明細、会員名簿等
	11. 修 繕 費	1,400,000	1,184,000	216,000	機材・会館修繕費等
	12. 租税公課	12,415,000	11,201,000	1,214,000	固定資産税、法人県民税・市民税、消費税等
	13. 賃 借 料	13,116,000	13,173,000	△ 57,000	複写機等機器使用料・リース料、会員管理・引去システム等リース・保守料
	14. 光熱水費	6,232,000	6,068,000	164,000	①電気料 5,920,000 ②水道料 312,000
	15. 管理委託費	6,545,000	6,545,000	0	清掃、警備、植栽管理業務委託費
	16. 保守管理費	1,858,000	1,801,000	57,000	電気保安管理費、エレベーター・空調機器・音響設備・消防設備保守管理料
	17. 保 險 料	5,044,000	4,783,000	261,000	建物・備品火災保険料等、役職員・各種委員会委員傷害保険料
	18. 支払報酬料	1,815,000	1,815,000	0	顧問弁護士報酬、会計士顧問料
	19. 雑 費	260,000	240,000	20,000	
事業活動支出計		308,547,000	351,637,000	△ 43,090,000	
事業活動収支差額		0	△ 3,741,000	3,741,000	

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 特定預金取崩収入		0	941,000	△ 941,000	
	1. 職員退職給与引当預金取崩収入	0	941,000	△ 941,000	
投資活動収入計		0	941,000	△ 941,000	

2. 投資活動支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 特定預金支出		21,668,000	26,255,000	△ 4,587,000	
	1. 役員退職慰労金引当預金支出	790,000	790,000	0	
	2. 職員退職給与引当預金支出	5,878,000	5,465,000	413,000	
	3. 建物減価償却引当預金支出	14,000,000	18,000,000	△ 4,000,000	
	4. 備品減価償却引当預金支出	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
投資活動支出計		21,668,000	26,255,000	△ 4,587,000	
投資活動収支差額		△ 21,668,000	△ 25,314,000	3,646,000	

III 予備費支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 予備費		8,332,000	16,297,000	△ 7,965,000	
	1. 予備費	8,332,000	16,297,000	△ 7,965,000	
当期収支差額		△ 30,000,000	△ 45,352,000	15,352,000	
前期繰越収支差額		30,000,000	45,352,000	△ 15,352,000	
次期繰越収支差額		0	0	0	



第7号議案 平成30年度沖縄県医師会医事紛争処理特別会計収支予算の件

収支予算書 医事紛争処理特別会計

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 会費収入		3,570,000	3,528,000	42,000	
	1. 会費収入	3,570,000	3,528,000	42,000	年会費 2,000円 A会員 (723人) 1,446,000 B会員 (981人) 1,962,000 C会員 (日医A2) (81人) 162,000
2. 雑収入		2,000	2,000	0	
	1. 受取利息	1,000	1,000	0	
	2. 雑収入	1,000	1,000	0	費目存置
事業活動収入計		3,572,000	3,530,000	42,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 事業費支出		3,756,000	3,775,000	△ 19,000	
	1. 会議費	501,000	701,000	△ 200,000	医事紛争処理委員会、打合会等 (21回)
	2. 旅費交通費	284,000	516,000	△ 232,000	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会 医賠償保険勉強会
	3. 消耗品費	50,000	50,000	0	
	4. 印刷製本費	50,000	50,000	0	
	5. 通信運搬費	50,000	116,000	△ 66,000	
	6. 諸謝金	1,025,000	546,000	479,000	医事紛争処理委員会、打合会、患者面談等 (26回)
	7. 支払報酬料	1,296,000	1,296,000	0	顧問弁護士報酬1人
	8. 支払助成金	500,000	500,000	0	紛争処理費5件分
事業活動支出計		3,756,000	3,775,000	△ 19,000	
事業活動収支差額		△ 184,000	△ 245,000	61,000	

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
投資活動収入計		0	0	0	

2. 投資活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 特定預金支出		1,000,000	1,000,000	0	
	1. 特定預金支出	1,000,000	1,000,000	0	
投資活動支出計		1,000,000	1,000,000	0	
投資活動収支差額		△ 1,000,000	△ 1,000,000	0	

III 予備費支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 予備費		516,000	255,000	261,000	
	1. 予備費	516,000	255,000	261,000	
当期収支差額		△ 1,700,000	△ 1,500,000	△ 200,000	
前期繰越収支差額		1,700,000	1,500,000	200,000	
次期繰越収支差額		0	0	0	

第8号議案 平成30年度沖縄県医師会会館建設特別会計収支予算の件

収支予算書 会館建設特別会計

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 会費収入		26,010,000	25,638,000	372,000		
	1. 負担金収入	26,010,000	25,638,000	372,000	A 会員 679人 12,222,000	年会費 18,000
					B 会員 945人 11,340,000	" 12,000
					C 会員 408人 2,448,000	" 6,000
					2,032人 26,010,000	
2. 雑 収 入		2,000	46,000	△ 44,000		
	1. 受取利息	1,000	45,000	△ 44,000		預金利息
	2. 雑 収 入	1,000	1,000	0		費目存置
事 業 活 動 収 入 計		26,012,000	25,684,000	328,000		

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 管理費支出		3,064,000	3,254,000	△ 190,000		
	1. 支払利息	2,964,000	3,253,000	△ 289,000		
	2. 雑 費	100,000	1,000	99,000		
事 業 活 動 支 出 計		3,064,000	3,254,000	△ 190,000		
事 業 活 動 収 支 差 額		22,948,000	22,430,000	518,000		

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
投 資 活 動 収 入 計		0	0	0		

2. 投資活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 特定預金支出		7,000,000	7,000,000	0		
	1. 借入返済準備積立 預金支出	7,000,000	7,000,000	0		
投 資 活 動 支 出 計		7,000,000	7,000,000	0		
投 資 活 動 収 支 差 額		△ 7,000,000	△ 7,000,000	0		

III 財務活動収支の部

1. 財務活動収入

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
財 務 活 動 収 入 計		0	0	0		

2. 財務活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 長期借入金 返済支出		16,380,000	16,380,000	0		
	1. 銀行借入金返済支出	16,380,000	16,380,000	0	銀行借入金返済 1,365,000×12ヶ月=16,380,000	※元金返済残額 158,500,000円
						※完済予定は平成40年度(2028年)
財 務 活 動 支 出 計		16,380,000	16,380,000	0		
財 務 活 動 収 支 差 額		△ 16,380,000	△ 16,380,000	0		

IV 予備費支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 予 備 費		568,000	1,150,000	△ 582,000		
	1. 予 備 費	568,000	1,150,000	△ 582,000		
当 期 収 支 差 額		△ 1,000,000	△ 2,100,000	1,100,000		
前 期 繰 越 収 支 差 額		1,000,000	2,100,000	△ 1,100,000		
次 期 繰 越 収 支 差 額		0	0	0		

第9号議案 平成30年度おきなわ津梁ネットワーク事業特別会計収支予算の件

収支予算書 おきなわ津梁ネットワーク事業特別会計

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 事業収入		24,456,000	10,524,000	13,932,000	
	1. 運営費収入	24,456,000	10,524,000	13,932,000	【情報開示病院】 特定機能病院・地域医療支援病院 100,000×12ヶ月×9件=10,800,000 救急告示病院(300床以上) 75,000×12ヶ月×2件=1,800,000 救急告示病院(200~299床) 70,000×12ヶ月×1件=840,000 救急告示病院(100~199床) 65,000×12ヶ月×3件=2,340,000 救急告示病院(100床未満) 60,000×12ヶ月×1件=720,000 【上記以外の施設】 病 院 15,000×12ヶ月×12件=2,160,000 診療所等 5,000×12ヶ月×79件=4,740,000 薬 局 3,000×12ヶ月×28件=1,008,000 介護施設等 2,000×12ヶ月×2件=48,000
2. 雑収入		20,000	20,000	0	
	1. 雑収入	20,000	20,000	0	
事業活動収入計		24,476,000	10,544,000	13,932,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 事業費支出		24,370,000	12,602,000	11,768,000	
	1. 給料手当	2,427,000	77,000	2,350,000	給料、超勤手当
	2. 福利厚生費	380,000	30,000	350,000	法定福利費等
	3. 委託費	16,751,000	48,000	16,703,000	ハードウェアリース料 5,664,000 データセンター電源費 486,000 システム保守料(本体) 2,160,000 VPN常時接続回線費(データセンター) 90,000 特定保健指導システム保守料 648,000 VPN常時接続回線費(16病院) 1,199,000 ORCA等連携自動送信ソフト運用保守料 648,000 システム保守回線費 56,000 システム運用支援業務委託費 1,000,000 データセンター使用料 3,600,000 システム導入支援業務委託費 1,200,000
	4. 会議費	1,348,000	744,000	604,000	①おきなわ津梁ネットワーク運営協議会 565,000 ④倫理審査委員会 80,000 ②おきなわ津梁ネットワーク運営実行委員会 543,000 ⑤打合会(その他) 100,000 ③おきなわ津梁ネットワーク連絡会議 60,000
	5. 旅費交通費	897,000	402,000	495,000	①中央借勢確認等旅費(日医総研等) 460,000 ②診療所訪問旅費 宮古 132,000 本島内 152,000 八重山 153,000
	6. 消耗品費	600,000	200,000	400,000	事務消耗品、機器整備費等
	7. 印刷製本費	865,000	673,000	192,000	同意書印刷費 240,000 利用者カード・資料印刷等 625,000
	8. 通信運搬費	122,000	148,000	△26,000	関連資料送料 50,000 宅配料金 24,000 同意書等送料 48,000
	9. 保険料	450,000	250,000	200,000	個人情報漏洩保険料(年間)
	10. 広告広報費	500,000	0	500,000	
	11. 支払負担金	0	10,000,000	△10,000,000	
	12. 雑費	30,000	30,000	0	
事業活動支出計		24,370,000	12,602,000	11,768,000	
事業活動収支差額		106,000	△2,058,000	2,164,000	

II 予備費支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 予備費		1,106,000	442,000	664,000	
	1. 予備費	1,106,000	442,000	664,000	
当期収支差額		△1,000,000	△2,500,000	1,500,000	
前期繰越収支差額		1,000,000	2,500,000	△1,500,000	
次期繰越収支差額		0	0	0	

# 「命ぐすい耳ぐすい」/沖縄タイムス 「ドクターのゆんたくひんたく」/琉球新報 原稿募集のご案内

## 広報委員会

広報委員会では、県民の健康増進に資するため、沖縄タイムス及び琉球新報の紙面を借りて医療に関する情報を提供しております。

つきましては、会員の皆さまからの原稿を下記のとおり募集いたします。

なお、執筆内容が専門的な傾向にならないよう、文章全体のトーンとしては、一般の読者が親しみやすいように専門用語は出来るだけ控えた平易な表現でお願いします。

### 記

#### ○掲載日

沖縄タイムス「命ぐすい耳ぐすい」

：毎週金曜日

琉球新報

「ドクターのゆんたくひんたく」

：毎週水曜日

#### ○掲載要領：

##### ①字数

沖縄タイムス「命ぐすい耳ぐすい」

：800字程度（本文のみ）

琉球新報「ドクターのゆんたくひんたく」

：800字程度（本文のみ）

※各20字程度の字数増減可

・注釈をつける場合は、その字数も含める。

②原稿のタイトル並びにサブタイトルを10文字程度でお付け下さい。

③図やイラスト、グラフの添付は可能。

・図やイラスト、グラフは簡単な原稿をいただければ、新聞社のデザイン係の方で紙面用に仕上げます。

④本企画は、県民の健康増進に資するため、医療知識の適切な提供とその啓発普及を主旨としております。企画主旨にそぐわない内容・表現について、または修飾語、助詞、見出しについては、新聞社・編集側にて若干の手直しを行う場合がありますので、ご了承下さい。

⑤自院の紹介等、特定の医療機関に偏る表現・内容、イベントの告知等はお控え下さい。

⑥新聞掲載に際して著作権は本会に帰属されます。ご投稿は同意されたこととみなしますのでご了承下さい。

⑦新聞掲載の採否については広報委員会にご一任下さい。

⑧文中に固有名詞の使用はお控え下さい。

⑨他誌に掲載済みの原稿は掲載いたしかねますので、ご了承下さい。

#### ○原稿の送付先

〒901-1105

南風原町字新川218-9

沖縄県医師会広報委員会宛

## 会員の倫理・資質向上に関する講演会 「医師の倫理と法的責任の境界—終末期医療をめぐる諸問題—」



常任理事 照屋 勉



平成30年3月28日(水)午後7時30分より、沖縄県医師会館(3階・ホール)において、『会員の倫理・資質向上に関する講演会～【専門医共通講習①医療倫理(必修):1.5単位】・【日本医師会生涯教育講座:1.5単位】』が開催されました。

今回のタイトルは『医師の倫理と法的責任の境界～終末期医療をめぐる諸問題～』…。三人の弁護士(阿波連光先生・植松孝則先生・古謝千尋先生)の先生方にご登壇頂き、いくつかの裁判例とその解説などをシンポジウム形式でご講演頂きました。

小生的に印象に残ったキーワードは、①『「高瀬舟」の話(安楽死?殺人?)』、②「安楽死から尊厳死・平穏死へ!」、③「平成3年4月:東海大学病院事件(間接的安楽死!積極的安楽死!＝懲役2年執行猶予2年)」、④「平成10年11月:川崎協同病院事件(抜管行為+ミオブロック投与!＝懲役1年6カ月執行猶予3年)」、⑤「平成18年:射水市民病院事件(抜管など

治療中止行為!＝起訴されず!)」、⑥「主な学会のガイドラインの話!」、⑦「各医療機関に合ったガイドラインを作成すべし!」、⑧「リビングウィルとACP(Advance Care Planning)」、⑨「家族による代行判断!」、⑩「多職種によって構成される医療・ケアチームで判断!」…。『「終末期医療をめぐる諸問題」に関しましては、弁護士の間でも意見が分かれることが多々あります…!』という話もされておりました。『尊厳死』、『平穏死』、『リビングウィル(生前発効遺言書)』、『ACP(事前医療ケア計画)』、『エンディングノート』、『緩和ケア』、『終活』、『臓器移植』etc…。

小生的には、最後まで『延命処置』を希望されずに自宅で家族に見守られながら、『105年の人生』を生ききった日野原重明先生の『生きかた上手』に心から賛同したいと考えております。

ご講演後は、活発な質疑応答もあり、非常に内容の濃い有意義な医療講演会を終えることができました。



## 医療と倫理の境界 (終末期医療をめぐる問題)

弁護士法人ひかり法律事務所  
 弁護士 阿波連 光  
 弁護士 植松 孝則  
 弁護士 古謝 千尋

### 第1 はじめに

- ・ 森鷗外
- ・ 「高瀬舟」
- ・ 安楽死なのか、殺人なのか。

### 第2 裁判例

- ・ 昭和37年 名古屋高裁判決
- ・ 安楽死の要件として示したもの
- ・ (1) 患者が不治の病でしかも死期が目前に迫っていること
- ・ (2) 患者の苦痛が甚だしく、何人もこれを見るに忍びない程度であること
- ・ (3) もっぱらその苦痛を緩和する目的でなされたこと
- ・ (4) 患者が医師を表明できる場合には、その真摯な囁託、又は承諾があること
- ・ (5) 医師の手によることを本則とし、そうでない場合にはそれぞれやむを得ないとする特別な事情があること
- ・ (6) 方法が倫理的にも妥当なものであること

- ・ この基準を適用して、安楽死を適法としたケースは？
- ・ なぜか？
- ・ 肉体的苦痛の緩和する医療の進歩
- ・ 医療の進歩により昏睡状態で生き続ける患者の増加
- ・ 新たなタイプの安楽死
- ・ 肉体的苦痛ではなく、様々な管につながれて命だけは続いているという状態よりも、自然なまま早く楽にさせてあげる方が良いのではないか。
- ・ 尊厳死の登場

- ・ 東海大学病院事件(平成3年4月)
- ・ (横浜地裁平成7年3月28日判決)
- ・ 事案の概要  
多発性骨髄腫の患者で疼痛刺激に全く反応せず余命数日と思われる状況。  
長男と妻が、医師等に治療中止を要請。  
①フォーリーカテーテルと点滴の撤去  
「苦悶様のいびきに、長男は「薬にしてやって下さい。」と、医師に頼み、  
②医師は、いびきを抑えるための鎮痛剤等の投与  
③塩化カリウム製剤等の注射  
③の行為について、殺人罪で起訴  
・ 懲役2年執行猶予2年

- ・ (1) 点滴や薬フォーリーカテーテルの撤去  
(治療行為の中止)
- ・ (2) いびきを抑えるための鎮静剤の投与  
(死期を早める一間接的安楽死)
- ・ (3) 塩化カリウム製剤等の注射  
(積極的安楽死)

- ・ (1) 治療行為中止の要件
- ・ ①患者が治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく死が避けられない末期状態にあること
- ・ ②治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在し、それは治療行為の中止を行う時点で存在すること(推定的意思)。

- ・ 川崎協同病院事件(平成10年11月)
- ・ (最高裁平成21年12月7日判決)
- ・ 事案の概要  
H10.11.2  
・ 気管支ぜん息重症発作により心肺停止状態で運び込まれた後、  
低酸素血症による重い後遺症で、こん睡状態の患者  
・ 自発呼吸が見られたため、人工呼吸器は取り外したが、舌根沈下を防止し、痰を吸引するため、気管内チューブのみ残された。

H10.11.12

- ・ 急変時に心肺蘇生措置を行わない方針を患者の妻らに説明
- ・ 入院後、脳波等の検査は行われていない。  
患者の回復をあきらめた妻から「抜管してほしい」と言われたことから、

H10.11.16

- ①気管内チューブの抜去
- ②患者が苦悶様呼吸を始めたため、鎮静剤を静脈注射
- ③筋弛緩剤ミオブロックを静脈注射の方法により投与

- ・ 懲役1年6月執行猶予3年
- ・ 賠償金5000万円を自主的に支払
- ・ (保険会社が支払いを拒否し、訴訟へ)

- ・ 余命等を判断するために必要とされる検査をしていない
- ・ 発症から2週間
- ・ 家族からの要請は適切な情報が伝えられた上でなされたものではない
- ・ ①抜管行為は被害者の推定的意志に基づくということもできない。
- ・ 法律上許容される中止行為には当たらない。
- ・ ①抜管行為と、③ミオブロックの投与行為と併せ殺人罪となる。

- ・ 射水市民病院事件(平成18年)
- ・ 7人の患者(いずれも意識がなく、回復の見込みがない状態。うち5人は末期がん)について人工呼吸器を外すなどの治療中止行為が問題
- ・ 起訴されず。

### 第3 ガイドライン

#### 1 主なガイドライン

(1) 厚生労働省  
「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成19年)

※「決定プロセス」に関するものであり、どのような場合に治療行為の中止が認められるかという実体的要件は定めていない。  
※積極的安楽死は対象外と明記。  
⇒平成30年「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」へ

(2) 日本救急医学会、日本集中治療医学会、日本循環器学会  
「救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン」(平成26年)

※「終末期」、「同意のプロセス」、「延命措置の内容」などについて、具体例をあげて、考え方が示されている。  
※救急・集中治療の中で死が不可避となった患者に対する延命措置の差し控えの判断の道筋を示したもので、救急初療室に搬送された患者に関して、蘇生行為や救命治療を行う、又は行わない判断は想定していない。  
※積極的安楽死も除外されている。

(3) 日本医師会生命倫理懇談会  
「終末期医療に関するガイドラインについて」(平成20年)

※終末期医療の方針決定に至る手続きを述べたもので、実体的要件や中止できる行為の内容等について定めたものではない。  
⇒「超高齢社会と終末期医療」(平成29年11月)

(4) 日本学術会議臨床医学委員会  
「対外報告 終末期医療のあり方について—重急性型の終末期について」(平成20年)

※がん等生命予後の予測が概ね6か月以内を対象(急性型—救急医療、慢性型—高齢者、植物状態、認知症等を除いている)

※本人の意思が明確である場合には、中止の対象として、人工呼吸器や人工透析等の積極的治療のほか、鼻経カテーテルや静脈注射による栄養供給の中止も許されるとしている(本人の意思が明確でない場合については、無条件に許すわけではないことに注意)

(5) 日本老年医学会  
「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン人工的水分・栄養補給の導入を中心として」(平成24年)

※ 人工的水分・栄養補給の導入又は中止の意思決定プロセスを定めるもので、患者本人の同意なく、これらの中止ができると言っているわけではない。

(6) 全日本病院協会  
「終末期医療に関するガイドライン—よりよい終末期を迎えるために」(平成28年)

※ 書面によるリビングウィルにより、経管栄養等も含め中止できるとしている。  
※ 代弁者という患者の代わりに決定する人の選任を認めている。

2 ガイドラインとは、何か？

- ・ ガイドラインに従えば、訴えられることはないのか？
- ・ ガイドラインに従えば、罰せられることはないのか？

⇒3学会ガイドライン  
「本ガイドラインに沿った対応をすれば、法的に免責されるということではなく」  
「救急終末期における治療の差し控えや中止などの医療行為が法的に問われた場合に、本ガイドラインに示された内容を治療の正当性を支える根拠にすることは可能ですが、最終的な責任は個々の医療施設、医師が負わなければならないのは、他の医療行為における場合とかわりありません。」

3 ガイドラインを定めることの意味

⇒日本老年医学会ガイドライン  
・臨床現場に困惑  
→「適切な意思決定プロセスをたどることができるように、ガイド(道案内)するものである。」

⇒各医療機関等に合ったガイドラインの作成

4 ガイドラインを作成するに当たって考えるべきポイント

- (1) 適用範囲(適用対象)の設定
- (2) その判断方法
- (3) 本人の意思確認の方法
- (4) 中止の対象行為の範囲

(1) 適用範囲(適用対象)の設定

- ① 時期という形で設定するのか。  
⇒「終末期を期間で定めることは必ずしも容易ではなく、また適当ではありません。」(全日本病院協会ガイドライン)
- ② 具体的類型を定めてその類型毎に考える。

ex. 3学会ガイドライン

- (1) 不可逆的な全脳機能不全であると十分な時間をかけて診断された場合
- (2) 生命が人工的な装置に依存し、生命維持に必須な複数の臓器が不可逆的機能不全となり、移植などの代替手段もない場合
- (3) その時点で行われている治療に加えて、さらに行うべき治療方法がなく、現状の治療を継続しても近いうち(2~3日程度)に死亡することが予測される場合
- (4) 回復不可能な疾病の末期、例えば悪性腫瘍の末期であることが積極的治療の開始後に判明した場合

(2) 終末期の判断方法

⇒「一人の医師ではなく、多職種によって構成される医療・ケアチームで判断する」  
(日本医師会答申)

(3) 本人の意思確認の方法

- ① 本人に意思能力がある or 事前指示がある  
※リビングウィル(生前発効遺言書)をどの範囲まで認めるのか。  
→予測できない事態や変化する病態、患者の考えにどのように対処するのか。
- ② 家族による患者の意思の推定
- ③ 家族による代行判断  
※本人にとって何が最善であるか。
- ④ 家族らが不明の場合

(4) 中止の対象行為の範囲

- ・ 人工呼吸器
- ・ 心肺蘇生措置
- ・ チューブや胃瘻による栄養・水分補給
- ・ 苦痛緩和措置
- ・ 褥瘡ケア、衛生管理、感染症の予防

